

野々市市地域防災計画

第Ⅱ編 地震災害対策編

第1章 総則

第2章 地震災害予防計画

第3章 地震災害応急対策計画

第4章 復旧・復興計画

第5章 複合災害対策計画

第3章の構成

| 節 | 項 | 担当班 | 頁 |
|-----------------------|---|-------------------------------|-------|
| 第1節 初動体制の確立 | 1 基本方針 2 災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等 3 通報連絡体制及び市職員の動員 4 野々市市小中学校職員の地震発生時の対応 5 災害対策本部の設置 5 受援体制の確立 6 広域応援協力体制の確立 7 災害時の後方支援活動 8 各防災関係機関の職員の勤務ローテーションの確立と健康管理 | 人事受援班・避難所班 | 3-1-1 |
| 第2節 地震情報の発表・伝達 | 1 基本方針 2 地震情報の種類、発表基準と内容 3 情報の入手及び伝達等 4 庁内連絡 | 総務班 | 3-2-1 |
| 第3節 災害情報の収集・伝達 | 1 基本方針 2 被害状況の調査 3 被害調査の集計体系 4 情報収集体制及び伝達システムの確立 5 被害規模等の速報及び報告 6 災害記録写真の撮影 | 相談班 | 3-3-1 |
| 第4節 通信手段の確保 | 1 基本方針 2 通信手段の利用方法等 3 通信設備の応急復旧 | 財政物資班・衛生班・復旧班・給水班 | 3-4-1 |
| 第5節 災害広報 | 1 基本方針 2 広報の内容 3 広報手段等 4 被災地域の相談・要望等の対応 5 安否情報の提供等 6 住宅に関する各種調査等の情報提供 7 ライフライン情報の提供等 | 調査班・相談班・商工班・情報班・福祉班・保健救護班・建設班 | 3-5-1 |
| 第6節 消防活動 | 1 基本方針 2 出火防止、初期消火の徹底 3 火災通報連絡、出動計画 4 応援要請 5 警察との相互協力 6 消防活動 7 救助・救急活動 8 惨事ストレス対策 | 消防班 | 3-6-1 |
| 第7節 救援隊等の派遣要請と受入体制 | 1 基本方針 2 自衛隊派遣の要請 3 受援体制の確立 | 総務班 | 3-7-1 |

| 節 | 項 | 担当班 | 頁 |
|--------------------|---|----------------------------|--------|
| 第8節 避難誘導等 | 1 基本方針 2 避難指示の実施 3 避難の指示の内容及びその周知 4 避難区分及び基準 5 警戒区域の設定 6 警戒区域設定の周知等 7 避難者の誘導 8 避難所の開設及び報告 9 避難所の運営 10 記録等 11 避難地域の警備等 12 広域避難対策 13 広域一時滞在 14 帰宅困難者対策 15 避難所外避難者対策 | 衛生班・福祉班・ 保健救護班・避難 所班 | 3-81 |
| 第9節 要配慮者の安全確保 | 1 基本方針 2 在宅中の要配慮者に対する対策 3 社会福祉施設等における対策 4 医療機関における対策 5 外国人に対する対策 6 障害者に対する情報伝達等 | 福祉班・保健救護 班 | 3-9-1 |
| 第10節 災害医療及び救急医療 | 1 基本方針 2 初動医療体制 3 重傷病者の搬送体制 4 医療機関 5 医薬品及び資器材の確保 6 個別疾患対策 7 記録等 | 福祉班・保健救護 班 | 3-10-1 |
| 第11節 健康管理活動 | 1 基本方針 2 実施体制 3 活動内容 | 福祉班・保健救護 班 | 3-11-1 |
| 第12節 救助・救急活動 | 1 基本方針 2 対象者 3 実施体制 4 危険区域の巡回 5 記録等 6 災害救助法による救出 | 消防班 | 3-12-1 |
| 第13節 水防活動 | 1 基本方針 2 情報収集 3 広報活動 4 警戒活動等 5 応急復旧 | 復旧班・消防班 | 3-13-1 |

| 節 | 項 | 担当班 | 頁 |
|---------------------------|--|---|--------|
| 第14節 災害救助法の適用 | 1 基本方針 2 適用基準（災害救助法施行令） 3 適用手続 4 災害救助法に基づく救助の種類 5 災害救助法に基づく救助の実施 6 災害救助法が適用されない場合の救助 | 総務班 | 3-14-1 |
| 第15節 災害警備及び交通規制 | 1 基本方針 2 警備の要請 3 警備対策 4 交通対策 | 情報班・保健救護班・復旧班・避難所班 | 3-15-1 |
| 第16節 行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬 | 1 基本方針 2 実施者 3 搜索依頼、安否確認等 4 搜索の実施 5 遺体の処置 6 遺体の受け入れ及び安置 7 火葬 8 記録等 | 消防班・人事受援班・財政物資班・調査班・相談班・衛生班・福祉班・支援班・児童福祉班 | 3-16-1 |
| 第17節 ライフライン施設の応急対策 | 1 基本方針 2 電力施設 3 通信施設 4 ガス施設 5 上水道施設 6 下水道施設 | 復旧班・給水班・下水道班 | 3-17-1 |
| 第18節 公共土木施設等の応急対策 | 1 基本方針 2 道路施設 3 河川施設 4 鉄道施設 5 公園、緑地施設 6 農地、農業用施設等 7 公共建築物等 | 復旧班・給水班・下水道班 | 3-18-1 |
| 第19節 給水活動 | 1 基本方針 2 実施機関 3 対象者及び給水量 4 応急飲料水等の確保 5 応急給水活動 6 給水体制の確立及び機材の整備 7 応援の要請 8 飲料水の衛生対策 9 記録等 10 災害救助法による給水 | 情報班・給水班 | 3-19-1 |

| 節 | 項 | 担当班 | 頁 |
|-----------------------|--|--------------------|--------|
| 第20節 食料の供給 | 1 基本方針 2 実施機関 3 災害時の応急給食 4 炊出しの方法 5 応援の要請 6 食品衛生 7 記録等 8 災害救助法による炊出しその他による給食 | 財政物資班・情報班・建設班・避難所班 | 3-20-1 |
| 第21節 生活必需品その他物資の供給 | 1 基本方針 2 実施機関 3 対象者 4 生活必需品等の確保 5 支給品目 6 給与又は貸与の方法 7 生活物資の給与及び貸与の記録 8 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営 9 災害救助法による給与 | 財政物資班・情報班・建設班・避難所班 | 3-21-1 |
| 第22節 障害物の除去 | 1 基本方針 2 実施者及び実施基準 3 除去の方法 4 除去した障害物の集積場所及び処分方法 5 湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除 6 記録等 | 復旧班 | 3-22-1 |
| 第23節 輸送手段の確保 | 1 基本方針 2 輸送の対象 3 輸送の方法 4 記録等 | 財政物資班・復旧班・避難所班 | 3-23-1 |
| 第24節 こころのケア活動 | 1 基本方針 2 実施体制 3 精神保健活動組織 | 福祉班・児童福祉班・保健救護班 | 3-24-1 |
| 第25節 防疫及び保健衛生活動 | 1 基本方針 2 実施体制 3 防疫の種別と方法 4 家庭用水の衛生 5 食品の衛生 6 避難所の防疫等 7 防疫用資材の備蓄、調達 8 患者等に対する処置 9 臨時予防接種 10 ペット動物の保護対策 11 記録等 | 衛生班・保健救護班・復旧班・給水班 | 3-25-1 |

| 節 | 項 | 担当班 | 頁 |
|-------------------------------|---|----------|--------|
| 第26節 ボランティア活動の支援 | 1 基本方針 2 災害ボランティアセンター（ボランティア現地本部）の設置 3 災害ボランティアセンター（ボランティア現地本部）の機能 4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供 | 福祉班・避難所班 | 3-26-1 |
| 第27節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理 | 1 基本方針 2 実施体制 3 被災地の状況把握 4 廃棄物の収集、運搬及び処分の方法 5 地震災害時における廃棄物の処理目標 6 野外仮設トイレの設置 7 廃棄物の応急的処理 8 廃棄物処理施設の復旧 | 衛生班 | 3-27-1 |
| 第28節 住宅の応急対策 | 1 基本方針 2 実施体制 3 住宅の応急修理 4 記録等 | 建設班 | 3-28-1 |
| 第29節 文教対策 | 1 基本方針 2 実施機関 3 文教施設の応急復旧対策 4 応急教育 5 応急教育計画 6 児童生徒への対応 7 被災児童生徒の教科書、学用品等の調達及び支給 8 育英補助に関する事項 9 学校給食に関する事項 10 保健、厚生に関する事項 11 避難所協力 12 文化財対策 13 記録等 | 避難所班 | 3-29-1 |

第3章 地震災害応急対策計画

地震災害の発生に伴う災害応急対応を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。

特に発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、災害対応に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

地震災害応急対策の全体の流れを次に示す。

地震災害応急対策計画の全体イメージ

| 地域防災計画 | 時間経過 | 対策期別 | 対象項目 | 市民の対応 |
|-------------|-------------------------------------|--|---|--|
| 地震災害予防対策 | | 事前対応 | <ul style="list-style-type: none"> 減災（施設の耐震化等の整備など） 準備（組織、計画等） | <ul style="list-style-type: none"> 家の補強 防災教育 |
| 地震災害応急対策 | | 初動対策期（救命中心） | <ul style="list-style-type: none"> 生命の安全確保 職員の非常招集 災害医療の開始 二次災害の防止 災害情報の収集・連絡・対応 避難場所等の開設 情報網の確保 | 3日 <ul style="list-style-type: none"> 自主防災 備蓄食料 水の消費 |
| | | 緊急対策期（救援と支援） | <ul style="list-style-type: none"> 避難所の高機能化 緊急支援活動の立ち上げ 災害医療の継続と救急医療の開始 幹線道路の通行確保と流入交通量の制限 | |
| | | 応急対策期（応急被害復旧の開始、こころのケア開始） | <ul style="list-style-type: none"> 緊急支援活動の安定継続 社会基盤施設、ライフライン復旧進捗情報の共有化 生活支援とボランティア受け入れ環境の整備 仮設住宅の建設と入居 復旧計画の策定 心的外傷後ストレス障害のケア開始 | |
| 地震災害復旧・復興対策 | | 復旧対策期（復興計画の策定） | <ul style="list-style-type: none"> ガレキの処理 町づくり組織の形成 復興計画の策定 | <ul style="list-style-type: none"> 都市、町づくりへの参加 |
| | 復興対策期（人生・生活・住宅等町並み再建、都市環境回復） | <ul style="list-style-type: none"> 都市機能の回復・強化 教訓の整理、防火教育の日常化 生活再建及び復興経済 都市環境の回復、創造 | | |

地震災害応急対策の項目を優先順に次のとおり示す。

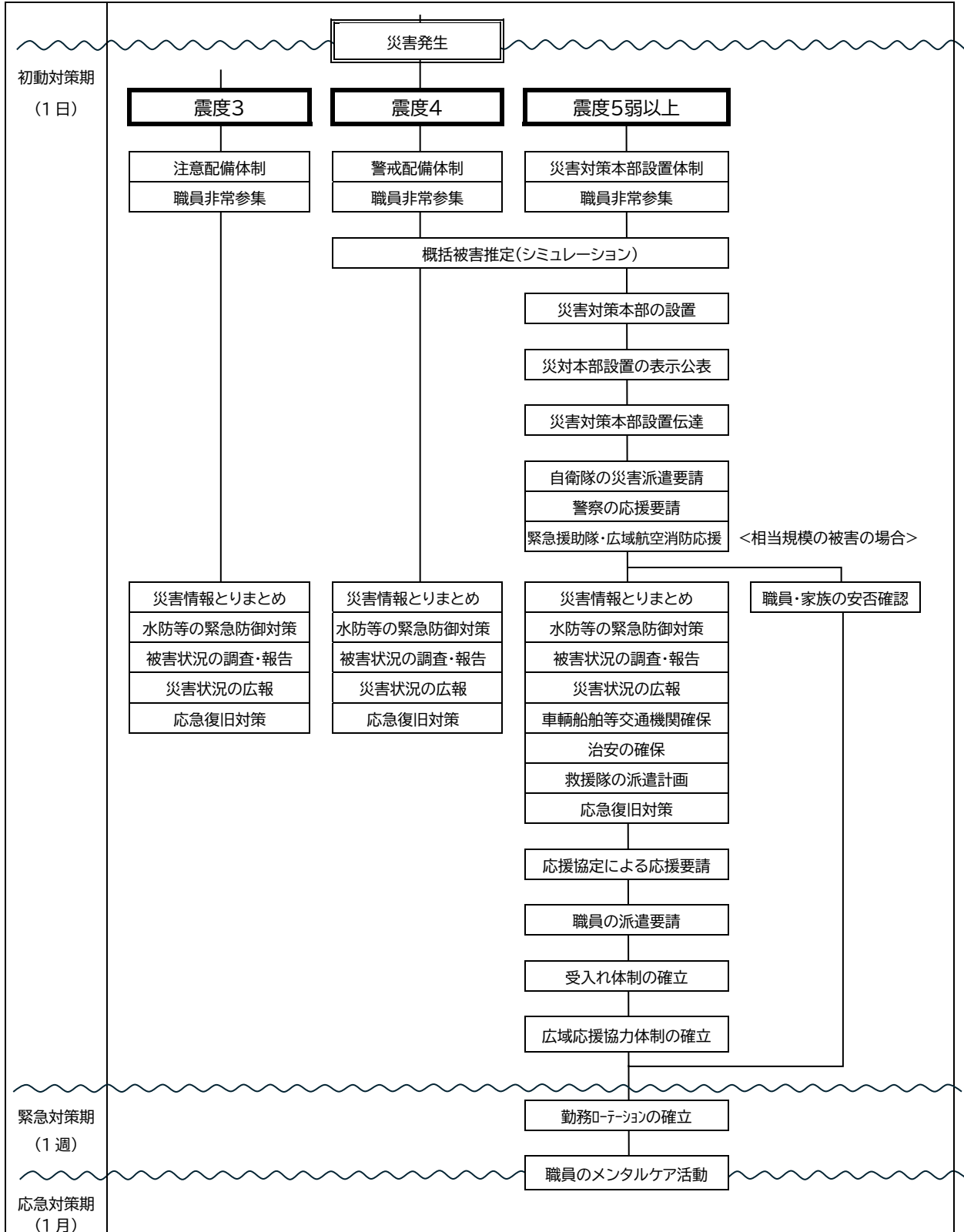
対策項目の時系列整理

| 時間経過 | 発災 1 日 | 1 週 | 1 月 | |
|------|--------|----------------|---------------------|---------------------|
| 対応期別 | 初動対策期 | 緊急対策期 | 応急対策期 | |
| 対策項目 | 第 1 節 | 初動体制の確立 | | |
| | 第 2 節 | 災害情報の発表・伝達 | | |
| | 第 3 節 | 災害情報の収集・伝達 | 災害情報の収集・伝達 | |
| | 第 4 節 | 通信手段の確保 | | |
| | 第 5 節 | 災害広報 | 災害広報 | 災害広報 |
| | 第 6 節 | 消防活動 | | |
| | 第 7 節 | 自衛隊の災害派遣要請 | 自衛隊の災害派遣の継続 | |
| | 第 8 節 | 避難誘導等 | 避難誘導等 | |
| | 第 9 節 | 要配慮者対策 | 要配慮者対策 | |
| | 第 10 節 | 災害医療及び救急医療 | 災害医療の継続と救急医療の開始 | |
| | 第 11 節 | 健康管理活動 | 健康管理活動 | 健康管理活動 |
| | 第 12 節 | 救出・救助活動 | | |
| | 第 13 節 | 水防活動 | | |
| | 第 14 節 | 災害救助法の適用 | | |
| | 第 15 節 | 災害警備及び交通規制 | 災害警備及び交通規制 | |
| | 第 16 節 | 行方不明者の捜索、遺体の収容 | 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬 | |
| | 第 17 節 | ライフライン施設の応急措置 | ライフライン施設の応急復旧 | |
| | 第 18 節 | 公共土木施設等の応急措置 | 公共土木施設等の応急復旧 | |
| | 第 19 節 | 給水活動の準備 | 給水活動の実施 | |
| | 第 20 節 | 食糧供給の準備 | 食糧の供給 | |
| | 第 21 節 | 生活必需品等の供給準備 | 生活必需品等の供給 | |
| | 第 22 節 | | 障害物の除去 | |
| | 第 23 節 | | 輸送手段の確保 | |
| | 第 24 節 | | こころのケア活動 | こころのケア活動 |
| | 第 25 節 | | 防疫、保健衛生活動 | |
| | 第 26 節 | | ボランティア活動の支援 | |
| | 第 27 節 | | し尿、生活ごみ、がれき及び廃棄物の処理 | し尿、生活ごみ、がれき及び廃棄物の処理 |
| | 第 28 節 | | 住宅の応急対策 | 応急仮設住宅の建設 |
| | 第 29 節 | | 文教対策 | |

第1節 初動体制の確立

人事受援班・避難所班

初動体制の確立フロー



1 基本方針

市長は、災害対策基本法第23条に基づき、地震災害に係る応急対策の推進を図る必要があるときは、災害対策本部を設置し、その活動体制を確立する。

また、市、県及び防災関係機関は、地震災害に係る応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるための広域応援体制を確立する。

2 災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等

野々市市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の設置等に係る配備体制及びその基準等（以下「配備体制及びその基準等」という。）は、次のとおりとする。

配備体制及びその基準等

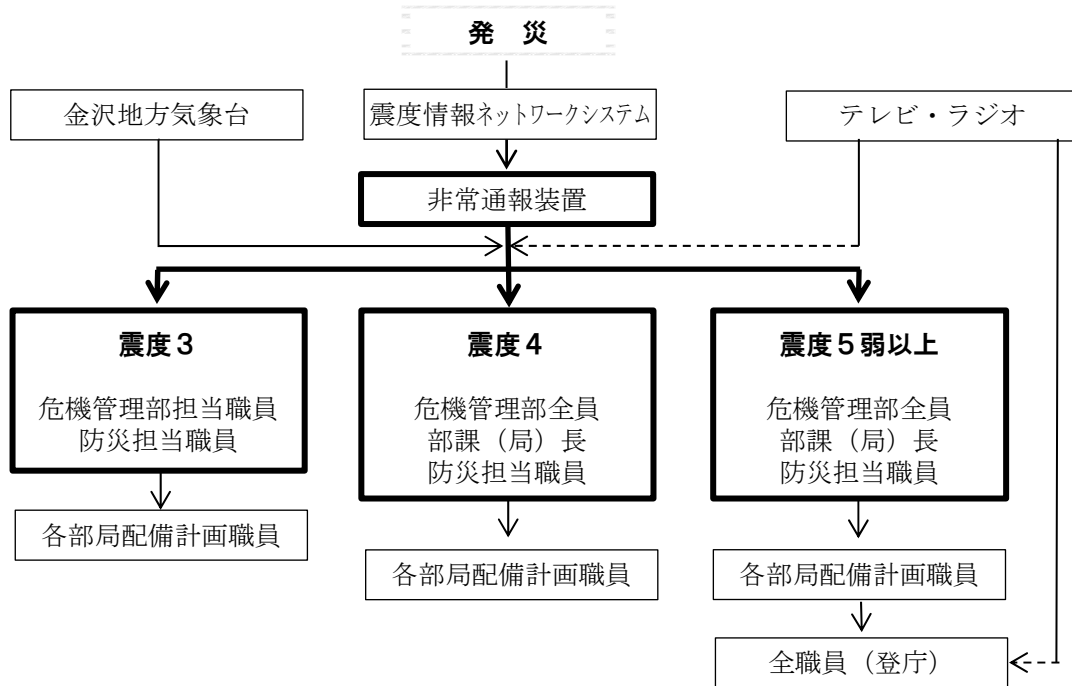
| 配備体制 | 配備体制の基準 | 動員対象者 | 配備内容 |
|----------|-------------------------|--|----------------------------------|
| 注意配備体制 | 本市において震度3の地震が発生したとき。 | 防災担当職員 | 情報連絡活動が円滑に行える体制 |
| 警戒配備体制 | 本市において震度4の地震が発生したとき。 | 部課（局）長 防災担当職員 広報担当職員 施設所管課職員 | 情報連絡活動が円滑に行える体制かつ災害対策本部の設置に備える体制 |
| 災害対策本部体制 | 本市において震度5弱以上の地震が発生したとき。 | 全職員 各部長が責任者となる初動班を編成し、迅速な初動体制を確立する。 | 市の全機構をあげて災害対策に総力を集中する体制 |

3 通報連絡体制及び市職員の動員

(1) 通報連絡体制

ア 市長は、市内に震度3以上の地震が発生したときは、次の通報連絡体系により直ちに非常通報を行う。

通報連絡体系図



(注) 及び \longrightarrow は、非常通報装置による連絡範囲

イ 本庁各部局(課)長及び出先機関の長は、あらかじめ通報連絡体系図による職員の配備及び動員伝達系統を定め、所属の職員に周知徹底するとともに、このための所要の準備を日頃から整えておくこととする。

ウ 毎年度、新たに策定(変更を含む。)した職員の配備計画及び動員伝達系統を毎年度4月末までに総務部長に報告する。

(2) 通報の方法

ア 2の「配備体制及びその基準等」の定めによる動員対象職員は、携帯電話、非常通報装置及び職員の動員伝達等により、確実に連絡を受けて登庁する。

イ 放送機関(ラジオ、テレビ)の協力を得て、職員の動員を図る。

(3) 職員の動員

ア 注意配備体制及び警戒配備体制の場合

2の「配備体制及びその基準等」による注意配備体制又は警戒配備体制になったときは、防災担当職員及びあらかじめ定められた動員対象職員は、速やかに登庁する。

イ 災害対策本部体制の場合

2の「配備体制及びその基準等」による災害対策本部設置体制になったときは、全職員

が直ちに登庁する。

(4) 震度4以上の地震が発生した場合の参集方法

ラジオ、テレビ等の情報を確認し、速やかに自主登庁する。

- ア 原則として徒歩、自転車、オートバイ又は車なら軽トラックで登庁する。
- イ 被害状況を観察しながら登庁し、被害状況をメモで報告する。
- ウ 服装については、作業のできる服装、帽子、手袋及び長靴又は運動靴

(5) 参集場所

- ア 震度4の地震が発生した場合 201会議室
- イ 震度5弱以上の地震が発生した場合 ホール椿

4 野々市市小中学校職員の地震発生時の対応

| 勤務時間 | 野々市市における震度 | 配備体制 | 動員対象者 | 配備の目的・内容 |
|-------|------------|-------------|--------------------------------------|--|
| 勤務時間内 | 震度3 | 注意配備体制 | 校長、教頭等 | ※児童生徒及び教職員の安否確認、被害状況の確認など |
| | 震度4 | 警戒配備体制 ① | 校長、教頭、主幹 教諭、学年主任、 生徒指導主事等 | ※児童生徒及び教職員の安否確認、被害状況の確認など ※避難の必要性を判断 |
| | 震度5弱 | 警戒配備体制 ② | 校長、教頭、主幹 教諭・教務主任、 学年主任、生徒指導主事等 | ※児童生徒及び教職員の安否確認、被害状況の確認など ※児童生徒の保護者引き渡しを実施（被害状況によっては、児童生徒を引き渡さず、保護者に対して学校に留まることや避難行動を促すこともある） |
| | 震度5強以上 | 学校災害対策本部体制 | 全職員 | ※児童生徒及び教職員の安否確認、被害状況の確認など行う。＜石川県教育委員会「地震等の災害発生時の対応について」（令和4年6月23日付け事務連絡）＞ ※児童生徒の保護者引き渡しを実施（被害状況によっては、児童生徒を引き渡さず、保護者に対して学校に留まることや避難行動を促すこともある） |

| 勤務時間 | 野々市市における震度 | 配備体制 | 動員対象者 | 配備の目的・内容 |
|-------|------------|-------------|--|---|
| 勤務時間外 | 震度4 | 警戒配備体制 ① | 校長、教頭 | ※直ちに校舎内外の被害状況・安全を確認する。 |
| | 震度5弱 | 警戒配備体制 ② | 校長、教頭、主幹 教諭・教務主任、 学年主任、生徒指導 主事等 | ※直ちに校舎内外の被害状況・安全を確認する。 ※状況によっては児童生徒及び教職員の安否確認をする。 ※児童生徒は学校から連絡があるまで自宅または避難所で待機する。 |
| | 震度5強以上 | 学校災害対策本部体制 | 全職員 | ※直ちに児童生徒及び教職員の安否確認、被害状況の確認など行う。＜石川県教育委員会「地震等の災害発生時の対応について」（令和4年6月23日付け事務連絡）＞ ※児童生徒は学校から連絡があるまで自宅または避難所で待機する。 |

※災害の状況により対応が変わる場合がある。

5 災害対策本部の設置

地震の発生に際して、市長が必要と認めたときは、災害対策基本法第23条及び野々市市災害対策本部条例に基づき、「野々市市災害対策本部」を設置する。

災害対策本部は、災害の規模及び程度によって設置し、本部を設置するに至らない程度の災害については、平時の市の組織をもって対処する。

◆【野々市市災害対策本部条例】

(資料編 第2章 第1節「1 野々市市災害対策本部条例」参照)

(1) 災害対策本部の組織、編成

災害対策本部の組織は、市長を本部長とし、副本部長(副市長、教育長)、本部員(部長、野々市消防署長、消防団長)、班長及び班員を置く。

災害対策本部会議は、本部員、班長その他必要な班員の出席で開催する。

災害対策本部の運用については、別に定める「野々市市災害対策本部運営要綱」により実施する。

◆【野々市市災害対策本部運営要綱】

(資料編 第2章 第1節「2 野々市市災害対策本部運営要綱」参照)

| | 部名 | 部長職 | 班名 | 班長 | |
|-------------|---------------|-------|--------------|----------------------------|------------------------------|
| 本部長 (市長) | 総務対策部 | 総務部長 | 総務班 | 総務課長 | |
| | | | 財政物資班 | 企画財政課長 会計課長 | |
| | | | 調査班 | 税務課長 | |
| | | | 人事受援班 | 秘書課長 議会事務局長 監査委員事務局長 | |
| | | | 消防署長 消防団長 | 消防班 | 消防署副署長 消防団副団長 |
| | 副本部長 (副市長) | 生活対策部 | 地域政策部長 | 相談班 | 市民生活課長 |
| | | | | 衛生班 | 市民生活課長 |
| | | | | 情報班 | 市民協働課長 |
| | | | | 商工班 | 地域振興課長 |
| | 副本部長 (教育長) | 福祉対策部 | 健康福祉部長 | 福祉班 | 福祉総務課長 介護長寿課長 |
| | | | | 支援班 | 保険年金課長 |
| | | | | 児童福祉班 | 子育て支援課長 |
| | | | | 保健救護班 | 健康推進課長 |
| | 副本部長 (教育長) | 被害対策部 | 建設部長 | 復旧班 | 土木課長 都市整備課長 |
| | | | | 建設班 | 建築住宅課長 |
| | | | | 応急給水班 | 上下水道課長 |
| | | | | 上下水道班 | 上下水道課長 |
| | | 避難対策部 | 教育部長 | 避難所班 | 教育総務課長 生涯学習課長 スポーツ振興課長 |

◆【野々市市災害対策本部組織系統図】

(資料編 第2章 第1節「3 野々市市災害対策本部組織系統図」参照)

(2) 災害対策本部の設置基準

ア 災害対策本部は、概ね次に掲げる項目に該当するときに設置する。

(ア) 相当規模の災害の発生が予測され、本部を設置してその対策を要すると市長が認定したとき。

(イ) 本市において震度5弱以上の大規模な地震又はこれに準ずる地震を観測し、発表したとき。

イ 災害対策本部の設置の判断

災害対策連絡会議を開催し、災害情報を収集分析し、市長が災害対策本部設置の決定を行う。

市長が不在の場合及び連絡がとれない場合の意思決定者の順位は下記のとおりとし、意思決定者と連絡が取れない場合は、直ちに下位の者が意思決定し、活動を開始する。

副市長 → 教育長 → 総務部長 → 建設部長

(3) 本部の設置場所

ア 本部については、被害状況に応じて次のとおりの順位で設置する。

第1順位 野々市市役所 ホール椿

第2順位 野々市市富奥防災コミュニティセンター 集会室

イ 設置場所の決定

総務部長は、本部を設置することとなる施設の被害状況を調査し、その結果（使用可能・不可能・一部使用可能）について市長に報告する。

施設管理者は、教育部長から受けた被害状況の調査結果について報告する。

市長は、被害状況の調査結果に基づいて本部を設置する。

なお、ホール椿又は富奥防災コミュニティセンターのいずれも使用不可能な場合は、公共施設のうち本部機能を確保できる施設について調査のうえ、速やかに施設所有者又は管理者と協議を行い、本部を設置する。

(4) 本部等の機能確保

総務部長は、本部等の機能確保のため、次の措置を講ずる。

ア 機械及び施設等の点検措置

(ア) 非常用発電装置を確認し、障害がある場合は、必要な措置を講ずる。

(イ) 機械設備及び電気設備の点検を実施し、機械設備が稼動可能であっても冷暖房その他必要以外の電気及び機械の運転を当面停止する。

(ウ) 通信設備等の作動状況を確認し、障害がある場合は速やかに復旧措置を講ずる。

(エ) 消防用備品の点検をする。

(オ) 電気及び水道の供給状況を確認する。

イ 施設等の確保の措置

(ア) 本部の設置場所を確保する。

(イ) 新聞記者等の待機場所、記者発表場所、関係機関の待機場所、職員の宿泊場所、臨時災害相談所の場所、応援団体及びボランティア等の対応の場所等を確保する。

ウ 危険防止措置

(ア) 危険箇所に立ち入り禁止措置を講ずる。

(イ) 窓ガラス、外壁等の飛散及び落下の防止措置をとり、ロッカー書庫等の転倒防止、物品等の落下防止又は除去等の措置をとる。

エ その他の措置

(ア) 避難してきた市民等に対する避難所への誘導等

避難所以外の施設は、本部が指定しない限り避難所として扱わない（食料、飲料水など救援物資配布場所とはならない。）ため、拠点避難所への避難を促す。

(イ) 本部の被害状況を調査し、被害箇所の代替等応急復旧計画（仮設の施設等を含む。）を検討する。

(5) 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部は、災害対策の推進に関して、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、次に定める所掌事務を実施する。

また、各部、各班の組織及び事務分担は、次のとおりである。

ア 災害対策本部の所掌事務

- ・ 災害情報の取りまとめに関すること。
- ・ 災害による被害状況の調査及び災害報告の取りまとめに関すること。
- ・ 災害時における通信の確保に関すること。
- ・ 災害状況の市内外に対する広報に関すること。
- ・ 被災地に対する救援隊の派遣計画に関すること。
- ・ 災害時における医療救護・健康管理活動等に関すること。
- ・ 国や他県・他市町村等からの支援を受けるための受援計画に関すること。
- ・ 水防その他災害の緊急防御対策に関すること。
- ・ 災害時における緊急輸送道路の確保状況の広報に関すること。
- ・ 災害時における車輛、鉄道等交通手段の確保に関すること。
- ・ 災害時における治安の確保に関すること。
- ・ 災害の応急復旧対策に関すること。
- ・ その他災害対策に関して、市長が特に必要と認めた事項。

◆【野々市市災害対策本部組織及び業務分掌】

（資料編 第2章 第1節「4 野々市市災害対策本部組織及び業務分掌」参照）

イ 各部、各班の組織及び事務分担

(ア) 震度4の地震が発生した場合の職員区分別の事務分掌

| 区分 | 内容 |
|----------------|---|
| 市長・副市長・ 教育長 | 災害対策連絡会議が開催される場合は、会議の構成員となる。 |
| 部長 | 災害対策連絡会議の開催を検討する。 災害対策連絡会議が開催される場合は、会議の構成員となる。 |
| 課（局）長 | 施設所管課においては、所管施設の利用者及び被害状況を部長に報告する。 その他の課においては、必要に応じて、所属職員の参集を指示する。 |
| その他の職員 | 所属長の指示に従い、指示された業務につく。 |

※職員及びその家族、財産等が被災した場合は、必要な処置を施した後、所属長等に連絡のうえ、速やかに自主登庁する。

※災害時には、職員参集が円滑に行われないことが予想されるため、活動責任者不在の場合（部長、課長がいない場合）は、直近下位者が責任をもって災害応急活動を命令する。活動責任者は、参集したものから順番に業務分担を割り当てるなど適切に対応する。

(イ) 震度5弱以上の地震が発生した場合の事務分掌

| 区分 | 内容 |
|----------------|---|
| 市長・副市長・ 教育長 | 災害対策本部が設置された場合は、本部長・副本部長となる。 |
| 部長 | 初動体制にあつては、初動班の班長となる。 災害対策本部員となる。 |
| 課（局）長 | 原則として各対策班の班長となる。 |
| その他の職員 | 初動体制にあつては、所属課に関係なく、初動班長の指示に従い、指示された業務につく。 |

※職員及びその家族、財産等が被災した場合は、必要な処置を施した後、所属長等に連絡のうえ、速やかに自主登庁する。

※災害時には、職員参集が円滑に行われないことが予想されるため、活動責任者不在の場合（部長、課長がいない場合）は、直近下位者が責任をもって災害応急活動を命令する。活動責任者は、参集したものから順番に業務分担を割り当てるなど適切に対応する。

ウ 時系列活動区分

| 配備体制 | 期間 | 職員の配置 | 活動内容 |
|------|---------------|---|---|
| 初動体制 | 発災～数日間 程度 | 職員の所属課を越えて、組織を横断的に活用し、人命救助等に迅速に対応できる職員の配置とする。 | 市民の生命、身体及び財産を保護し、消火、救出救護、避難者の受け入れ等に総力を集中する体制 |
| 応急体制 | 数日後～1週間 程度 | 職員の所属部を基本として、課の所属を越えて、業務の優先度に応じて職員を流動的に配置する。 | 市民の安全を確保するとともに、ライフラインの復旧及び食料等生活物資の確保及び供給を図り、人心の安定を図る活動を実施する体制 |
| 復旧体制 | 1週間以降 | 一部の業務を除き、所属課の業務分担に基づき、職員を配置する。 | 市民の日常生活再建に向けての活動を実施する体制とする。 |

エ 初動体制

初動体制については、各部長が責任者となる初動班を編成し、所属を越えて職員を配置することで、人命救助など業務の優先度に応じて、業務に従事する人数を調整できる柔軟な体制とする。

| 初動班 | 班長 | 業務 |
|----------------|--------|--|
| 総務対策部 情報救助班 | 総務部長 | 災害対策本部の設営 配置職員の把握 被害情報収集及び調査 救出救助活動 物資の調達 物資の配布 救援の受入れ |
| 生活対策部 市民対応班 | 地域政策部長 | 広報活動 市民対応 被災者相談 |
| 福祉対策部 安否確認班 | 健康福祉部長 | 避難行動要支援者の安否確認 救護活動 |
| 被害対策部 応急復旧班 | 建設部長 | 道路の応急復旧 緊急輸送路等の確保 上下水道の応急復旧 応急給水の実施 |
| 避難対策部 避難所班 | 教育部長 | 避難所の開設 避難所の運営 避難者の把握 |

(6) 現地災害対策本部

市長は、必要に応じ、現地災害対策本部を設置する。

(7) 災害対策本部等設置の報告又は表示

災害対策本部及び現地災害対策本部を設置した場合は、直ちに表示を行い、県（危機対策課）に通知するとともに、防災関係機関及び市民等に周知する。

なお、廃止した場合も遅滞なく通知し、市民等に周知する。

◆【野々市市災害対策本部情報伝達図】

（資料編 第1章「1 野々市市災害対策本部情報伝達図」参照）

◆【野々市市災害対策本部腕章及び標旗】

（資料編 第2章 第1節「5 野々市市災害対策本部腕章及び標旗」参照）

(8) 災害応急対策の総合調整

災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、野々市市防災会議と緊密な連絡のもとに、災害予防及び災害応急対策を実施する。

また、市防災会議は、必要に応じ連絡員室を設置し、相互の連絡調整を円滑に行う。この場合、関係委員はその所属機関から職員を派遣し、必要に応じ連絡員室にこれを常駐させる。

5 受援体制の確立

市は、地震災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。

(1) 県及び他市町への応援要請又は指定地方行政機関への職員派遣要請

ア 各対策部長は、災害応急措置の実施に際し、県及び他市町、関係機関等の応援又は派遣要請が必要と判断したときは、遅滞なく総務対策部長に連絡しなければならない。

イ 総務対策部長は、前項の連絡を受けたときは直ちに市長に報告する。

ウ 市長は、応援又は派遣の要請を決定したときは、法令又は相互応援協定等に基づき、あらかじめ次の事項を明確にしたうえで文書により県及び他市町等に要請する。

特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

ただし、緊急を要する場合には、とりあえず、電話又は口頭にて要請し、事後すみやかに文書を送達する。

(ア) 災害の状況

(イ) 応援を要請する理由

(ウ) 応援を要請する区域及び範囲又は内容

(エ) 応援を必要とする期間

(オ) その他必要な事項

エ 災害時相互応援協定締結市町

(ア) 石川県内市災害時相互応援協定（平成24年1月25日締結）

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、白山市、かほく市、能美市

(イ) その他市町との災害時相互応援協定

白山市（石川県内市協定と重複）及び川北町（平成26年7月1日締結）

愛知県東浦町（平成26年7月1日締結）

京都府城陽市（平成28年10月26日締結）

※相互応援協定については、野々市町として、白山市及び川北町と平成17年10月1日に締結、また、愛知県東浦町については、平成21年11月10日に締結したものを、市制施行に伴い上記の期日において再締結した。

(2) 受け入れ体制の確立

災害応援要請をした場合、市長は、派遣職員等の受入れと効率的な派遣業務の遂行を図るため、次の措置を講ずる。

ア 派遣職員等との現地連絡責任者を定める。

イ 派遣職員等の宿舎を提供する。

ウ 派遣職員等と派遣機関との連絡に関して便宜を与える。

6 広域応援協力体制の確立

地震による大規模な災害が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。

(1) 他市町村への応援

市長は、県等から他市町村に対する災害援助の応援要請があったときは、応援要請書等の内容に基づき、本市から市職員の派遣、備蓄食料、資機材等の提供を行う。

(2) 市職員の派遣

ア 市長は、他市町村の被害状況等により判断し、職員を派遣する。

イ 職員、応援組織等については、状況に応じてその都度定める。

ウ 職員は、災害対応を実施するにあたり、被災市町の指揮の下に行動する。

(3) 資機材等の提供

ア 市は、他市町村の被害状況等により判断し、必要な資機材及び物資を提供する。

イ 支援物資等の量については、状況に応じてその都度定める。

(4) 災害に関する協定

| 協力内容 | 協定締結先 | 所在地 | 電話番号 | |
|-------------------------------|--|---|--|--------------|
| 通信設備の優先利用 | 石川県警察本部 | 金沢市鞍月1丁目1番地 | 076-225-0110 | |
| 消防応援 | 金沢市 | 金沢市泉本町7丁目9番2号 | 076-280-0119 | |
| | 白山市 | 白山市倉光2丁目1番地 | 076-276-1111 | |
| | 石川県、県内全市町 | | | |
| 相互応援 | 白山市 | 白山市倉光2丁目1番地 | 076-276-1111 | |
| | 川北町 | 能美郡川北町字壺ツ屋174番地 | 076-277-1111 | |
| | 愛知県知多郡東浦町 | 愛知県知多郡東浦町大字緒川政所20番地 | 0562-83-3111 | |
| | 京都府城陽市 | 京都府城陽市寺田東ノ口16番地・17番地 | 0774-52-1111 | |
| | 県内全市 | | | |
| ヘリコプター | 石川県、県内全市町 | | | |
| 情報伝達 | (株) えふえむ・エヌ・ワン | 野々市市高橋町24番2号 | 076-248-1212 | |
| | L I N E ヤフー (株) | 東京都千代田区紀尾井町1番3号 | 03-6898-5312 | |
| | N T T 西日本 (株) | 金沢市出羽町4番1号 | 076-282-9847 | |
| 医療 | (一社) 白山ののいち医師会 | 白山市倉光7丁目122番地 | 076-275-0795 | |
| 郵便 | 日本郵便(株) 新金沢郵便局 金沢南郵便局 市内郵便局7局 (代表野々市郵便局) | 金沢市新保本4丁目65番地2 金沢市泉野町6丁目17番1号 野々市市本町4丁目3番2号 | 076-214-3185 076-241-0401 076-248-0989 | |
| | 生活物資及び避難場所の提供 | イオンリテール(株) | 新潟県新潟市中央区笹口1丁目1 プラザ1 3F | 076-273-5888 |
| | 生活物資 | 野々市農業協同組合 | 野々市市中林5丁目1番5 | 076-248-2171 |
| | | 生活協同組合コープいしかわ | 白山市行町西1番地 | 076-275-9854 |
| イオンタウン(株) (イオンタウン野々市) | | 野々市市白山町205番地1 | 北陸甲信越運営部 076-268-8430 | |
| マックスバリュ北陸(株) (マックスバリュ野々市店) | | 野々市市白山町205番地1 | 076-294-1280 | |
| コストホールセールジャパン(株) (野々市倉庫店) | | 野々市市柳町301番地1 | 076-275-8555 | |

| 協力内容 | 協定締結先 | 所在地 | 電話番号 |
|----------|-------------------------------|---------------------|--------------|
| | アークランズ(株) (ホームセンター)金沢南店 | 野々市市新庄6丁目58番地10 | 076-248-6348 |
| | (株)八幡 | 羽咋市兵庫町午10 | 076-722-0808 |
| | NPO法人コリ災害対策センター | 新潟県新潟市南区清水4501番地1 | 025-371-4185 |
| | (株)ほっかほっか亭総本部 | 大阪府大阪市北区鶴野町3-10 | 06-6376-8099 |
| | 日本ピザハット(株) | 横浜市西区みなとみらい4丁目4番5号 | 045-664-0810 |
| | (株)ウルトラパワー | 金沢市木倉町4番5号 | 076-213-5291 |
| 飲料水 | サントリービバレッジソリューション(株) | 野々市市御経塚4丁目129-1 | 076-249-8861 |
| | 北陸コカ・コーラボトリング(株) | 白山市水島町480番地 | 076-277-1155 |
| | (株)コーシン | 野々市市押野2丁目216番地 | 076-294-3700 |
| 飲料水(災害用) | (株)ジャパビバレッジホールディングス | 白山市福留町532-1 | 076-277-3311 |
| 応急復旧 | 野々市市管工事協同組合 | 野々市市藤平田2丁目67番地 | 076-248-0047 |
| | 野々市市建設業協同組合 | 野々市市白山町8番16号 | 076-294-0691 |
| | (一社)白山野々市建設業協会 | 白山市鶴来新町夕50番地 | 076-272-1300 |
| | 石川県電気工事工業組合 | 金沢市新保本4丁目65番22 | 076-269-7880 |
| | (一財)北陸電気保安協会 | 白山市五歩市町400番地 | 076-274-4580 |
| | (一社)石川県エレクトロガス協会 石川支部 | 白山市徳丸町627番地1 | 076-275-3944 |
| | 野々市市造園業協同組合 | 野々市市本町2丁目24番10号 | 076-248-1524 |
| | 石川県瓦工事協同組合 | 野々市市若松町13番20号 | 076-246-1233 |
| | (公社)日本下水道管路管理業協会 中部支部石川県部会 | 金沢市神田1丁目13番1号 | 076-242-3773 |
| | 石川県さく井協会 | 金沢市示野町西7番地 | 076-267-3262 |
| 応急調査業務 | (一社)石川県建設コンサルタント協会 | 金沢市寺町3丁目9番41号 | 076-274-1001 |
| | (一社)石川県測量設計業協会 | 金沢市示野町西81 | 076-268-4900 |
| | (一社)石川県地質調査協会 | 金沢市示野町西7 | 076-267-3244 |
| 支援協力 | (学法)金沢工業大学 | 野々市市扇が丘7番1号 | 076-248-1100 |
| 情報交換 | 国土交通省北陸地方整備局 | 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 | 025-280-8836 |

| 協力内容 | 協定締結先 | 所在地 | 電話番号 |
|---------------|---|-------------------------------------|------------------------------|
| 避難所及び 入浴施設 | (株) スポーツクラブ・ウイテン (ゴルフジム・ウイテンののいち) | 野々市市横宮町 67 番地 1 | 076-294-3110 |
| | (株) エイム (フィットネスクラブエイム 21) | 野々市市御経塚 4 丁目 10 番地 | 076-240-0210 |
| | マンテンホテル (株) (満天の湯・道の宿) | 富山県富山市本町 2 丁目 17 | 076-441-2177 |
| | L i n k 加賀 (株) (山中温泉湯畑の宿 花つば き) | 加賀市山中温泉栢野町ハ 36 番 地 | 076-178-5500 |
| 入浴施設 | (有) ぽかぽか (ぽかぽか御経塚の湯) | 野々市市御経塚 4 丁目 38 番地 | 076-240-4126 |
| 福祉避難所 | (社福) 野々市市社会福祉協議会 (老人福祉センター椿荘) (いきがいセンター御経塚) | 野々市市本町 5 丁目 18 番 5 号 | 076-246-0112 |
| | (社福) 富樫福社会 (特別養護老人ホーム富樫苑) | 野々市市中林 4 丁目 62 番地 | 076-248-8765 |
| | (社福) 洋和会 (特別養護老人ホームかんじ ん) | 野々市市新庄 2 丁目 45 番地 | 076-248-7767 |
| | 石川県立明和特別支援学校 | 野々市市中林 4 丁目 70 番地 | 076-246-1133 |
| | 特定医療法人扇翔会 (南ヶ丘病院) | 野々市市西部中央土地区画整 理事業施行地区 56 街区 1 番 | 076-256-3366 |
| | 株式会社ニルヴァーナ (ののいちの季) | 野々市市本町 3 丁目 6 番 31 号 | 076-248-2230 |
| | 医療法人社団白銀会 (金沢南ケアハウス) (金沢南ケアセンター) | 野々市市蓮花寺町 79 番地 1 野々市市蓮花寺町 1 番地 1 | 076-227-5866 076-294-3737 |
| | 医療法人社団洋和会 (あんじん) | 野々市市新庄 2 丁目 30 番地 | 076-248-7575 |
| | 株式会社フォルクレーベン (悠の風野々市) | 野々市市横宮町 16 番 9 号 | 076-248-7179 |
| | 株式会社白寿 (白寿の里御経塚) | 野々市市御経塚 3 丁目 79 | 076-204-8910 |
| | 株式会社メビウス (七星てんとう) | 野々市市藤平田 2 丁目 66 番地 | 076-220-6112 |

| 協力内容 | 協定締結先 | 所在地 | 電話番号 |
|----------------------------|-----------------------------|------------------------|----------------------------------|
| | 株式会社スパーテル (ひなの家) | 野々市市矢作三丁目10番地 | 076-272-8317 |
| | (ひなの家彩) | 野々市市郷一丁目131番地 | 076-214-6688 |
| | (ひなの家押野) | 野々市市押野1丁目31番地 | 076-287-5810 |
| | (てまりフィットネス) | 野々市市高橋町24番3-2号 | 076-220-6619 |
| | 社会福祉法人紫志の会 (エンジェル保育園) | 野々市市本町6丁目22番1号 | 076-248-2888 |
| | 社会福祉法人ヴィテン (ヴィテンSMCこども園) | 野々市市横宮町67番地9 | 076-248-6210 |
| 避難者の一時 受入、電力供 給、車両貸与 | 石川トヨタ自動車(株) | 金沢市御影町3番1号 | 076-259-0011 |
| | ネットトヨタ石川(株) | 金沢市西泉2丁目178番地 | 076-246-2737 |
| | (株)石川トヨペットカローラ | 金沢市浅野本町口104番地 | 076-248-1411 |
| 電動車両等の 支援 | 石川ダイハツ販売(株) | 金沢市駅西本町3丁目15番1号 | 076-221-0888 |
| | 金沢三菱自動車販売(株) | 金沢市神宮寺三丁目1番5号 | 076-252-6141 金沢三菱自動 車販売(株) |
| | 石川中央三菱自動車販売(株) | 金沢市長土堀二丁目16番30号 | |
| | 三菱自動車工業(株) | 東京都港区芝浦三丁目1番21号 | |
| 車両の移動 | エートス協同組合 | 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町2丁目1番地1号 | 048-776-9733 |
| 段ボールベッ ド、間仕切り | セツカートン(株) | 兵庫県伊丹市東有岡五丁目33番地 | 0776-73-5300 |
| | NPO法人ボランティア・アーキテクト・ネットワーク | 東京都世田谷区松原5丁目2-4 | 03-3324-6760 |
| 重機、仮設ト イレ | (株)ヨシカワ | 野々市市栗田4丁目203番地 | 076-294-1136 |
| | 千代田機電(株) | 金沢市新保本4丁目65番地12 | 076-269-3506 |
| | (株)アクティオ | 白山市水島町1051-1 | 076-277-0092 |
| 情報収集、帰 宅困難者等支 援 | 損害保険ジャパン(株) | 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号 | 076-232-1121 |
| 物資の保管及 び輸送 | 若松梱包運輸倉庫(株) | 白山市宮永町2848番地 | 076-274-7200 |
| | 佐川急便(株)北陸支店 | 金沢市木越町ト80番地 | 0570-55-0163 |
| 避難所、物資の保 管及び輸送 | 二本松物流(株) | 野々市市徳用3丁目18番地 | 076-294-7008 |

| 協力内容 | 協定締結先 | 所在地 | 電話番号 |
|---------------------|-------------------|------------------------------------|--------------|
| 廃棄物の収集、運搬等 | (株) トスマク・アイ | 白山市村井町 330 番地 | 076-276-0636 |
| | (一社) 石川県産業資源循環協会 | 金沢市尾山町 9 番 13 号 | 076-224-9101 |
| 災害ボランティアセンターの設置・運営等 | (社福) 野々市市社会福祉協議会 | 野々市市本町 5 丁目 18 番 5 号 | 076-246-0112 |
| 人的支援、物品・資機材等の提供・貸与 | (社福) 野々市市社会福祉協議会 | 野々市市本町 5 丁目 18 番 5 号 | 076-246-0112 |
| | 野々市ライオンズクラブ | 野々市市白山町 8 番 16 号 商工会館 2 階 | 076-248-1439 |
| 応急仮設住宅の建設 | (一社) 日本ムービングハウス協会 | 北海道札幌市清田区美しが丘 三条 10 丁目 2 番 15 号 | 011-885-6000 |

7 災害時の後方支援活動

地震による大規模な災害が発生した場合、県内の多くの市町で多数の被害が発生するおそれがある。

本市において、地震による被害が少ない場合には、人、物、情報等の集約拠点として、積極的に被災市町の後方支援を行うこととする。

(1) 人の集約拠点

ア 緊急消防援助隊、自衛隊など被災地の支援活動を行う団体に対して、集結地等として公園、グラウンドなどを開放する。

イ 支援活動を行う団体に対して、公園、施設など公共施設を活動拠点及び宿泊場所として開放する。

(2) 物の集約拠点

ア 支援物資を体育館等に受入れるとともに、仕分け等を行い、被災市町のニーズを把握しながら計画的に輸送する。

イ 本市が災害時相互応援協定を締結している愛知県東浦町やその他市町村に対して、被災地で必要としている物資の調達及び提供を要請する。

(3) 情報の集約拠点

災害時は、被災市町に対する他市町村からの迅速な支援が不可欠であるが、通信手段の途絶等により被災地の状況把握が困難である。

支援を行う市町村が迅速かつ確実に活動を行うため、被災市町の被害状況を把握するとともに、被災地で必要としている人、物などの情報を可能な限り収集し、被災市町と支援市町村を結ぶ情報の拠点となるよう努める。

(4) 被災地の支援

ア 市民と一体となった支援

おにぎりなど食料品の供給、ボランティアの派遣など被災地への直接的な支援については、広く市民に協力を要請し、市民と一体となった継続的な支援活動を実施する。

イ 被災市町への職員の派遣

災害時の復旧、復興業務には、多くの労力と時間を要することから、被災市町のニーズを把握した上で、速やかに応援職員を派遣する。

なお、職員の派遣に当たっては、一人の職員が長期間に渡って応援業務に従事できるよう配慮するとともに、職員交代の際に円滑に業務の引き継ぎを行うなど、被災地での応援業務の継続性に留意する。

8 各防災関係機関の職員の勤務ローテーションの確立と健康管理

(1) 職員や家族の安否確認

災害対策本部を設置する地震が発生した場合には、各所属の連絡体制に基づき、職員及び職員の家族、家屋の被災状況を確認し、人事担当者に情報を集約する。

また、勤務中の災害時には、早期に、状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や被害状況の確認をさせるとともに、周辺の被災状況を調査し報告させる。

(2) 勤務ローテーションの確立と健康管理

職員の応急対策に従事する期間が長期にわたるときは、動員計画に沿った勤務ローテーションを確立し、職員を適宜交代させるなどして心身の健康管理に万全を期す。

第2節 地震情報の発表・伝達

総務班

1 基本方針

地震の発生時における地震に関する情報入手及び伝達については、関係機関と協力関係を構築し、迅速かつ正確に実施するよう努める。

2 地震情報の種類、発表基準と内容

| 地震情報の種類 | 発表基準 | 内容 |
|--------------------|--|--|
| 震度速報 | ・震度3以上 | 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報 |
| 震源に関する情報 | ・震度3以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない） | 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 |
| 震源・震度に関する情報 （注） | 以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時 | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表 |
| 各地の震度に関する情報 （注） | ・震度1以上 | 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震についてはその発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表 |
| 推計震度分布図 | ・震度5弱以上 | 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表 |
| 長周期地震動に関する観測情報 | ・震度3以上 | 高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載） |

| | | |
|-----------|---|--|
| 遠地震に関する情報 | 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 | 国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表 |
| その他の情報 | ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など | 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表 |

(注) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

3 情報の入手及び伝達等

(1) 地震・津波情報の入手

- ア 石川県総合防災システム
- イ 全国瞬時警報システム（Jアラート）
- ウ 報道機関
- エ 防災科学研究所 J-RiSQ 地震速報

(2) 情報の種類

- ア 緊急地震速報（予報）
- イ 緊急地震速報（警報）
- ウ 震度情報
- エ 大津波警報
- オ 避難に関する情報

なお、震度6弱以上の揺れを予測した緊急地震速報（警報）及び大津波警報は、特別警報に位置づけられる。

(3) 市民等への情報伝達方法

情報の種類に応じて以下のうちから可能な手段を用いる。

- ア 一般加入電話による方法
- イ 防災行政無線による方法
- ウ コミュニティFM放送局「えふえむ・エヌ・ワン」の緊急放送による方法
- エ 広報車等を利用する方法
- オ 町内会等を通じて周知する方法（回覧板アプリ（結ネット））
- カ メール配信（ほっとHOTメールののいち、緊急速報メール）、LINEによる方法
- キ 携帯端末用防災アプリ（Yahoo!防災速報）
- ク インターネットを利用する方法

- ケ バイク、自転車、徒歩等による方法
- コ 災害情報共有システム（Lアラート）を活用するなど報道機関に要請する方法

(4) 県、市及び報道機関の協力体制

市長が発する災害に対処するための通知、要請又は警告についての報道機関に対する広報伝達の要請は、県を通じて行う。

4 庁内連絡

(1) 地震情報等の伝達

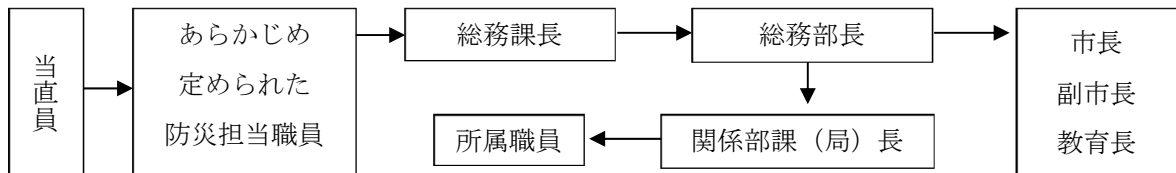
石川県震度情報ネットワークシステム等による地震等災害に関する情報等は、総務課長が受領する。

(2) 庁内における伝達

ア 総務課長は、地震情報等の伝達を受けたときは、必要に応じ速やかに市長、副市長、教育長及び総務部長に報告するとともに、関係部課（局）長へ伝達する。

イ 伝達を受けた部課（局）長は、その内容をあらかじめ各課等で定める緊急連絡網及び職員参集メールにより職員に周知させ、速やかに適切な措置を講じて関係機関へ伝達する。

ウ 土曜日、日曜日、祝日、勤務時間外に地震に関する情報等があったときは、当直員が受領し、その内容を速やかに総務課長に伝達する。



第3節 災害情報の収集・伝達

相談班

1 基本方針

市は、地震災害等における迅速かつ適切な応急対策を実施するため、救援活動に重点をおき、県及び防災関係機関と相互に緊密な連携のもとに正確かつ迅速な被害情報の収集と伝達活動を行うとともに、これらの情報の共有を図る。

2 被害状況の調査

(1) 調査区域

調査区域は市内全域とする。

(2) 調査内容

地震発生直後の初動体制においては、総務部長を班長とする情報救助班が被害状況を収集し、応急対策期以降における被害状況及び応急対策の実施状況は、別に定める業務分掌により収集する。

(3) 地震被害の調査方法

被害調査は原則として市職員で実施するが、必要とする場合は、各町内会、自主防災組織、関係団体等へ協力を求める。

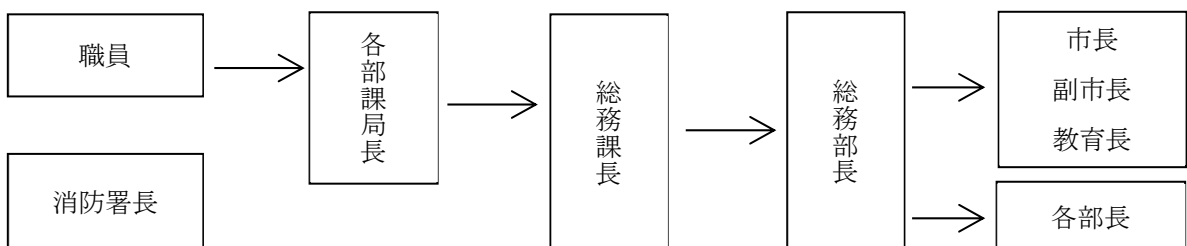
(4) 情報の優先順位

被害状況の収集・連絡は、応急対策の時期別に優先順位を付けて行う。

| 対策期別 | 情報の優先順 |
|-------|-----------------------------|
| 初動対策期 | ①人的被害 ②住家被害 |
| 緊急対策期 | ③土木、農・林・水産業、商工被害 ④公的施設被害 |

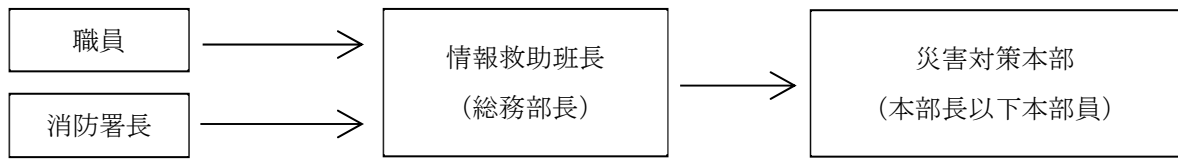
3 被害調査の集計体系

(1) 本市において震度4以下の地震が発生した場合



(2) 本市において震度5弱以上の地震が発生した場合

ア 初動体制期



イ 応急体制期以降



4 情報収集体制及び伝達系統の確立

(1) 被害規模に関する概括的情報の収集・連絡

ア 被害規模に関する概括的情報

市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、地盤災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含めて、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、県への報告が困難となった状況の場合は、直ちに消防庁へ報告する。

イ 119番通報に係る状況の情報

市は、119番通報に係る状況の情報を把握し、直ちに消防庁及び県に報告する。

(2) 被害状況や応急対策状況の報告

県に災害情報センターが開設された場合、市災害対策本部、消防機関及び各防災関係機関は、被害状況や応急対策状況等を災害情報センターに随時報告する。

(3) 災害情報収集に係る実施事項等

ア 市

(ア) 市長は、管内の災害情報、被害報告及び応急措置の実施状況を県危機対策課又は県の出先機関に報告する。

(イ) 市長は、上記報告の概要を市所在の関係機関に連絡する。

(ウ) 市は本庁と現地災害対策本部など被災地区との連携を緊密にし、情報の共有を図る。

イ 関係機関等の協力関係

市は、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、登録被者援護協力団体並びに防災上重要な施設の管理者とともに、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報

告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

また、画像情報システムやインターネット等により災害状況の把握に努める。

(4) 安否情報の収集

ア 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

イ 市は、安否情報の収集・提供システム等を活用し、安否情報の収集等を行う。

ウ 市は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

(5) 異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれのある次のような異常な現象を発見した者は、速やかに市役所、警察署又は消防署のうち、最も近い機関（火災にあつては消防署）に通報する。

この場合において、警察署又は消防署が通報を受けたときは、速やかに市役所へ通報し、市役所が通報を受けたときは、速やかに県に通報する。

ア 強い地震（震度4程度以上）若しくは弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた地震又は頻発地震（数日間にわたり頻繁に感ずる地震）

イ 大量の流出油

ウ 火災

エ 大規模な事故

オ その他異常と思われる現象

5 被害規模等の速報及び報告

大規模な地震が発生した場合には、被害規模に関する概括的情報のほか次の基準等により、把握できた範囲から直ちに県（危機対策課）に報告する。

なお、県への報告が困難になった状況の場合は、直ちに消防庁に報告するものとし、連絡が取れ次第、県に報告する。

(1) 被害報告等の基準

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。

イ 災害対策本部を設置したもの。

ウ 地震災害が2市町以上にまたがるもので、1市町における被害は軽微であっても、全県的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じたもの。

エ 地震による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。

- オ 地震による被害が当初軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する被害に発展するおそれがあるもの。
- カ 地震が発生し、本市の区域内で強い地震（震度4程度以上）若しくは弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた地震又は頻発地震（数日間にわたり頻繁に感ずる地震）があったもの。
- キ 人的被害又は住家被害のあったもの。
- ク その他被害の状況、社会的影響等から報告する必要があると認められるもの又は県より報告の要請があったもの。

（2）報告要領

- ア 災害が発生した場合、直ちに被害規模に関する概括的情報を報告するとともに、災害対策本部の設置、避難所の開設などの災害対応状況等を順次報告する。
 - （ア）被害発生報告
被害が発生した場合は、速やかにその内容について報告する。
 - （イ）被害中間報告
被害状況が判明したときは、報告する。
 - （ウ）確定報告
被害の程度が最終的に判明したときは、報告する。
 - （エ）避難状況報告
避難状況又は救護所を開設したときは、報告する。
 - （オ）その他の報告
その他法令に災害報告の定めがある場合は、それぞれ担当部が所要の報告を行う。
- イ 被害程度の事項別の報告は、最終報告を除き、原則として石川県総合防災情報システム、電話及びファクシミリ等をもって行うが、緊急を要するもの又は特に指示のある場合を除き、1日1回以上行う。
- ウ 被害報告は災害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者及び住宅被害を優先させる。
- エ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。
また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡する。

(3) 報告様式等

速報、被害状況等の報告様式又は速報、被害状況等の報告様式は県の定めによる。

ア 速報及び被害状況等の報告様式

◆【速報、被害状況等の報告様式（県報告様式）】

(資料編 第3章 第4節「1 速報、被害状況等の報告様式（県報告様式）」参照)

◆【災害中間・確定報告（県報告様式）】

(資料編 第3章 第4節「4 災害中間・確定報告（県報告様式）」参照)

◆【避難指示等の発令状況（第4号様式その1 別紙）】

(資料編 第3章 第4節「3 避難指示等の発令状況（第4号様式その1 別紙）」参照)

イ 被害状況等の判定基準

◆【被害状況等の判定基準】(資料編 第3章 第3節「1 被害状況等の判定基準」参照)

6 災害記録写真の撮影

被害状況の写真は、被害状況確認の資料として、また、記録保存のためにもきわめて重要である。

写真により記録保存を必要とする各班の班長は、あらかじめ定める記録写真員により、また、災害全般にわたっては、調査班において記録写真を撮影するものとし、災害記録写真の収集確保に万全を期する。

また、調査班は必要に応じて報道機関、一般市民等より提供を受けるなど、広く写真の収集に努める。

第4節 通信手段の確保

財政物資班・衛生班・復旧班・給水班

1 基本方針

市は、災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平時から関係機関との連携体制の構築等による防災対策の推進を図る。特に、耐災害性に優れている地域衛星通信ネットワークについて、一体的な整備を図る。

2 通信手段の利用方法等

災害時における通信等の方法は、通信網の被害状況等により、おおむね次の方法のうち実情に即した順位で行う。

なお、通信設備の優先利用等については、あらかじめ協議をしておく。

(1) 電話による通話

市は、災害時における緊急通信のため、通信事業者等と「非常扱いの通話」について協議し決定しておく。

ア 普通電話（災害時優先電話）による通信

| 電話番号 | 用途 | 設置場所 |
|--------------|----------|------|
| 076-227-6290 | 災害対策本部専用 | ホール椿 |
| 076-227-6297 | | |
| 076-227-6298 | | |
| 076-248-0558 | 消防団用 | 第1分団 |
| 076-246-1422 | | 第2分団 |
| 076-248-1553 | | 第3分団 |
| 076-246-1423 | | 第4分団 |

イ 携帯電話（災害時優先携帯電話）による通信

| 電話番号 | 用途 | 配備先 |
|---------------|---------|-------|
| 080-1950-7175 | 災害対策本部用 | 総務課 |
| 090-8968-6753 | 消防防災用 | 総務課 |
| 090-8968-6755 | 応急復旧用 | 土木課 |
| 090-8968-9559 | 応急給水用 | 上下水道課 |
| 090-5689-1038 | 災害廃棄物用 | 市民生活課 |

ウ 衛星携帯電話による通信

| 電話番号 | 用途 | 配備先 |
|---------------|---------|-----|
| 090-5688-3038 | 災害対策本部用 | 総務課 |

(2) 専用通信施設の利用市は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

- ア 市防災行政無線（同報系）による通信
- イ 県防災行政無線（衛星系）による通信
- ウ 白山野々市広域事務組合消防無線による通信
- エ 警察無線による通信
- オ 非常通信協議会の協力による通信
- カ 消防用主運用波無線の活用

◆【野々市市防災行政無線管理運用規程】

（資料編 第2章 第4節「1 野々市市防災行政無線管理運用規程」参照）

◆【防災行政無線局設置場所等及び携帯電話一覧】

（資料編 第3章 第1節「1 防災行政無線局設置場所等及び携帯電話一覧」参照）

(3) その他の方法によるもの

- ア 西日本旅客鉄道株式会社及び鉄道事業者の協力を得て行うもの。
- イ インターネット通信により行うもの。
- ウ Lアラート（災害情報共有システム）の活用

3 通信設備の応急復旧

通信障害発生時の早期復旧を図るため、平時から体制整備を検討する。災害により防災行政無線等が途絶した場合、市は応急復旧を最優先とし、通信手段の確保に努める。

(1) 市及び県

市及び県は、災害により防災行政無線等の通信が途絶したときは早急な応急復旧を最優先に行い通信手段の確保に努める。

また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

(2) 通信事業者

電気通信事業者は、重要通信の確保及び通信の途絶を解消するため、市及び県の災害対策本部を中心とする防災関係機関等の通信の回復を最優先として、応急復旧に努める。

第5節 災害広報

調査班・相談班・商工班・情報班・福祉班
・保健救護班・建設班

1 基本方針

地震発生時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、市民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、市、県及び防災関係機関は、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。

市は、災害時に正確な情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、平時から連携方法を整理したうえで、災害に関する情報の発信内容の検討や設備・機器使用の習熟を図り、災害を想定した広報活動訓練を実施する。訓練時期は関係機関で調整の上、実施する。

2 広報の内容

災害時における情報発信に際しては、現状の状況だけでなく、今後の見通しや予測される展開についても併せて提供することで、住民の適切な判断と行動を促進する。

広報事項の主なものは、次のとおりとする。

(1) 地震発生直後の広報

- ア 地震の規模、震度その他の概要、余震の発生等今後の地震活動
- イ 出火防止はじめ地震時の行動や注意事項
- ウ 初期消火、人命救助等の自主的な防災活動
- エ 避難の必要の有無、避難場所、避難行動、避難誘導等
- オ 車両使用の自粛などの交通規制に対する協力要請

(2) 被災者に対する広報

- ア 地域内における建物の倒壊や延焼火災の発生等被害状況の概要
- イ 避難所の開設状況、飲料水・食糧・物資等の配給状況等
- ウ 医療機関の診療状況
- エ 電気等ライフラインの復旧状況
- オ スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の復旧状況
- カ 交通機関、金融機関等の復旧状況
- キ 安否情報の提供、各種の相談等に対する対応
- ク 被災者生活支援に関する情報
- ケ 犯罪情勢及び予防対策
- コ 被災事業者向けの情報

(3) 支援者に対する広報

- ア ボランティアの募集に関する情報

- イ 義援金・寄付金の募集に関する情報
- ウ 観光や消費活動を通じた支援等に関する情報

3 広報手段等

(1) 情報伝達及び報道要請

市長は、情報伝達に当たっては、ホームページ、SNS、掲示板、広報紙、広報車によるほか、放送事業者、新聞社、コミュニティFM局等の報道機関の協力を得る。災害の規模が大きく、又は長期間にわたる災害については、報道責任者を定め、定期的に報道資料の提供を行う。

防災活動に関する重要な事項及び収集した情報は、可能な限り情報班長が報道機関に発表するように努める。

(2) 各種情報提供

市は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報を提供する。

また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行う、家族や支援団体からの伝達を呼び掛けるなど、適切に情報提供がなされるものとする。

なお、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者や観光客に対する情報提供にも努める。

(3) 市民への広報

災害に関する事項は適宜、適切な広報周知を図る。

- ア 防災行政無線による広報
- イ 広報車による広報
- ウ コミュニティFM放送局「えふえむ・エヌ・ワン」による広報
- エ メール配信及びインターネットによる広報
- オ 携帯端末用アプリ（Yahoo!防災速報、回覧板アプリ（結ネット）、LINE）
- カ 広報等刊行物の発行及びチラシ等の作成並びに配布
- キ 災害情報共有システム（Lアラート）を活用するなど報道機関に要請して行う広報

◆【「えふえむ・エヌ・ワン」放送要請様式】

（資料編 第3章 第5節「1 「えふえむ・エヌ・ワン」放送要請様式」参照）

◆【「えふえむ・エヌ・ワン」放送文例】

（資料編 第3章 第5節「2 「えふえむ・エヌ・ワン」放送文例」参照）

(4) 現場広報

市民に対する被害状況及び応急対策に関する現場広報は、次の基準によりあらゆる情報伝達手段を用いて行うものとする。

ア 被害状況広報

地震による被害及び複合災害（津波災害、原子力災害等）の発生状況を周知するとともに、避難所の開設、給水拠点の設置など生活関連情報を広報する。

イ 危険喚起広報

地震により損傷し、余震等により倒壊する危険がある住家等への立ち入り制限及び複合災害への注意喚起を行う。

4 被災地域の相談・要望等の対応

市は、臨時相談窓口を設置して相談に応じるなど相談や広聴活動を展開し、被災地住民の動向と相談、苦情及び要望等の把握に努め、対策を講ずる。

また、その対策を積極的に広報する。

5 安否情報の提供等

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係する地方公共団体、消防機関、警察機関等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

6 住宅に関する各種調査等の情報提供

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

7 ライフライン情報の提供等

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

市、県及びライフライン事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

第6節 消防活動

消防班

1 基本方針

大規模地震発生時には、火災の多発により、市民の生命、身体及び財産に危険がおよぶおそれがあるため、消防職員はもとより市民及び事業者あげて出火の防止と初期消火を行うとともに、消防機関は、防災関係機関と連携して市民の救急・救助をはじめとして、避難者の安全確保、防災上重要な施設等の防御等に全機能をあげて当たる。

消防本部が行う消防活動については、「白山野々市広域消防本部地震災害消防警備計画」の定めによるものとする。

2 出火防止、初期消火の徹底

地震が発生した場合、ガスの元栓を閉めるなど火気の取り扱いに注意し、避難する際には、電気ブレーカーを遮断するなど出火防止を徹底する。

また地震発生時は、火災の多発、倒壊建物による道路閉塞などにより、消防隊の到着が遅れる可能性があり、火災が延焼拡大するおそれがあることから、地域住民及び自主防災組織等が一体となって初期消火に努める。

3 火災通報連絡、出動計画

火災覚知、情報連絡、火災通報、現場報告等については、消防本部の定めによる。

出動区分及び種別、指揮指令等の出動計画は、白山野々市広域消防本部地震災害消防警備計画の定めによるが、関係者は、サイレンによる信号方法によって召集し、配備につく。

サイレンによる信号方法は、消防法施行規則別表第1の3の定めによる。

4 応援要請

本市で保有する消防力及び隣接市等との消防相互応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助が困難と認める場合において、他の市町に応援を要請するとともに、災害の規模により必要と認めるときは、知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

5 警察との相互協力

警察及び消防機関は、放火又は失火絶滅等の共同使命の達成のために、次の点について相互に協力する。

- (1) 消防事務のため警察通信施設を使用すること。
- (2) 消防機関及び警察は、災害防御処置について事前に、あるいは状況に応じて協議すること。
- (3) 火災現場にある消防署員は、必要に応じ現場にある警察官に対し、消防警戒区域の設定について協力を要請すること。

6 消防活動

(1) 火災発生状況等の把握

消防機関は、警察等と協力して、迅速かつ的確に消防活動を実施するため、管内の消防活動に関する情報を迅速に収集し、把握する。

ア 火災の状況

イ 自主防災組織等の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防水利施設等の活用可能状況

(2) 消防活動の留意事項

ア 火災件数の少ない地区は、集中的に消火活動を実施して延焼防止を図るとともに、住民等の避難のための安全地区の確保に努める。

イ 多数の火災が発生している地区は、住民等の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保など住民の安全確保を最優先に活動を行う。

ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の措置をとる。

エ 救急活動の拠点となる病院、避難所、避難路及び防災活動上重要な施設等の火災防御を優先して行う。

オ 自主防災組織、自衛消防組織等が実施する消火活動との連携に努める。

カ 車両通行不能時には、小型動力ポンプ及び消火栓直結の防御方法をとるものとし、水道が使用不能な時には、自然水利等の最大活用及び破壊並びに除去の防御方法をとる。

キ 強風下の火災防御

(ア) 飛火警戒

強風下の火災は、飛火により火災が発生し、大火に進展する可能性が極めて高いので、消防機関は、警察等と協力して出火場所の風下居住者及び事業所に対して、屋根等の飛火により着火危険のある場所、建物部分又は物件の監視警戒、開口部の閉鎖、着火危険物件の整理、予備注水、飛火の消火の徹底を指示するとともに、監視、警戒に当たり出火の早期発見及び早期消火等を行い、災害の拡大防止に努める。

(イ) 消防活動の障害物排除

強風下の消防活動は防御位置の移動を必要とする場合が多いので、搬出物件及び車両等は、消防車両の通行支障とならないよう処置するよう市民に指示するとともに、野次馬的行為を厳に謹むよう指示する。

(ウ) 自衛消防隊の活動

防火対象物に係る自衛消防隊は、それぞれの消防計画に定めるところにより、所属防火対象物の飛火警戒、延焼防止等の処置を行う。

(エ) 協力の徹底

市民の協力を得るため、平時における広報活動を通じて事前に徹底を図るほか、現場に出動した広報車等の拡声装置を通じて協力の確保を期する。

ク 積雪時の火災防御及び救急

前各号に定めるところによるほか、別に定める「野々市市雪害対策要綱」による。

7 救助・救急活動

消防機関は、医療機関、医師会、日本赤十字社及び警察等防災関係機関の協力のもと、負傷者等の要救助者を救護所等へ搬送する。

8 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、心のケアに配慮する。

第7節 救援隊等の派遣要請と受入体制

総務班

1 基本方針

地震災害により人命又は財産保護のために必要な応急対策及び復旧対策を実施するため急を要し、かつ市において実施不可能あるいは困難であると認めた場合は、県又は他市町村からの救援隊及び自衛隊等の派遣要請をする。派遣を要請した場合は、救援隊等が迅速に災害派遣活動を実施できるような的確な情報提供を行うとともに、救援隊の宿舎及び食料等必要な物資等の提供に努める。

2 自衛隊派遣の要請

地震災害に対する自衛隊の災害派遣については、自衛隊法（昭和29年）第83条の規定に基づき、市長は知事に対し、自衛隊の派遣要請を依頼する。

派遣要請に当たっては、連携を密にして自衛隊が迅速に災害派遣活動を実施できるような的確な情報提供に努める。

（1）要請基準

自衛隊の災害派遣要請に当たっては、人命救助及び財産保護のため緊急の措置を必要とする場合に行うものとし、概ね次の基準による。

- （ア）人命救助のための応援を必要とするとき。
- （イ）車両、航空機など状況に適した手段による被害状況が必要なとき。
- （ウ）避難者の誘導、輸送など避難のため援助が必要なとき。
- （エ）主要道路、堤防又は護岸の応急復旧に応援を必要とするとき。
- （オ）応急措置のための医療、防疫、救援物資輸送、給食、給水、通信支援等の応援を必要とするとき。

（2）災害派遣要請

市長は、次の事項を明確にした文書により知事（危機対策課）あてに要請する。

ただし、緊急を要する場合には、電話又は口頭にて要請し、事後すみやかに文書を送達する。

なお、市長の不在時に要請を行う意思決定者は本章第1節「組織」の「災害対策本部の設置の判断」による。

- （ア）災害の状況及び派遣を要請する事由
- （イ）派遣を希望する期間
- （ウ）派遣を希望する区域及び活動内容
- （エ）実施中の応急措置の概要
- （オ）宿泊施設等の受入れ体制の状況
- （カ）部隊等が派遣された場合の連絡責任者等

(キ) その他参考となるべき事項

(3) 知事に対して災害派遣の要請ができない場合

市長は、通信の途絶等により知事に対して災害派遣の要請ができない場合は、災害状況を速やか防衛大臣に報告するとともに、陸上自衛隊については第14普通科連隊長、航空自衛隊については第6航空団司令、海上自衛隊については舞鶴地方総監に派遣要請し、連絡が取れ次第、速やかに知事にその旨を報告する。

3 受援体制の確立

地震による被害の発生状況により、県又は他市町村からの救援隊及び自衛隊等の派遣を要請した場合派遣職員等の受け入れと効率的な派遣業務の遂行を図るため、市の受け入れ体制を整える。

(1) 救援隊等の宿舎等

救援隊等の宿舎及び活動拠点として、学校、公民館など屋内の公共施設を提供する。

ただし、災害の状況により、屋内公共施設の確保が困難な場合は、公園、グラウンドなど屋外施設に提供し、天幕等を利用した施設を設ける。

(2) 救援隊等の活動

救援隊等に対して、活動目的、活動内容及び活動場所等を明確にするよう努め、救援隊の活動が迅速かつ円滑に実施できるよう調整する。

(3) 救援隊等への物資の提供

救援隊等の活動に必要な物資、食糧等が不足する場合には、迅速に調達し、可能な限り提供することとする。

第8節 避難誘導等

衛生班・福祉班・保健救護班・避難所班

1 基本方針

地震により、被害が発生するおそれがある危険な地域に居住する者及び滞在する者の生命及び身体の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難措置を講ずる。

2 避難指示の実施

(1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命又は身体を震災から保護し、震災の拡大を防止するため特に必要と認めるときは、市長は居住者、滞在者に対して避難のための立ち退き又は屋内安全確保を指示する。

なお、災害の発生により、市長が実施すべき避難の指示等を実施できなくなった場合は、知事が市長に代わって実施する。

(2) 避難のための立ち退きを指示したときは、直ちに避難指示の理由、地域名、世帯数、人員、避難先等を県（危機対策課）へ報告する。

(3) 避難の必要がなくなったときは、直ちに公示するとともに県へ報告する。

(4) 相互の連絡協力

市長、知事及び警察官、水防管理者、自衛官は、住民等の避難に関するそれぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速かつ適切に実施されるよう協力する。

3 避難の指示の内容及びその周知

(1) 避難指示の内容

避難指示をする場合、市長等は、次の内容を明示する。

(ア) 避難指示の理由

(イ) 避難対象地域

(ウ) 避難先

(エ) 避難経路

(オ) 携帯品、服装など避難行動における注意事項

① 食料、飲料水、タオル、ティッシュペーパー、最小限の着替え、救急用薬品、懐中電灯、携帯用ラジオ、貴重品（現金、通帳、印鑑等）等を携行すること。

なお、携行する物品等は、あらかじめ非常用の標示をした袋（ビニール袋、風呂敷等）に整理しておくこと。

- ② 服装はできるだけ動きやすい軽装を心がけ、素足を避け、必ず帽子等を着用し、状況により、雨具、防寒衣等を携行すること。
 - ③ ブロック塀や自動販売機など倒れやすい物や用水、マンホールなど危険箇所を避けて避難すること。
- (カ) 電気ブレーカーの遮断など出火を防止するために必要な措置を行うこと。
- (キ) その他必要な事項

(2) 市民等への周知

市長等は、避難の指示を行う場合には、市民等に対して市防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、有線放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話、Lアラート（災害情報共有システム）等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、市民が迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

また、発災時や災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて拠点避難所を開設し、市民等に対し周知徹底を図る。

なお、避難指示等を発令した場合の避難行動としては、拠点避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、拠点避難所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、自らの命を守るため最善の行動をとる「緊急安全確保」を行うべきことについて、市民等への周知徹底に努める。

4 避難区分及び基準

(1) 事前避難

地震により、ダム、河川等の堤防が決壊し、被害が発生するおそれがある場合、あらかじめ居住者及び滞在者に避難準備をさせ、迅速に安全な場所へ避難させる。

(2) 緊急避難

事前避難の暇がなく、火災、洪水等により著しく危険が切迫していると認められるときは、至近の安全な場所へ緊急避難させる。緊急時の一時的避難場所として最寄りの指定公共施設を開放する。また、閉館時は施錠されているため、状況に応じて順次開錠する。

(3) 拠点避難所への避難

一時的避難場所等から必要に応じて緊急避難者又は救出者を拠点避難所等に避難させる。

5 警戒区域の設定

- (1) 市長は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民の生命、財産及び身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められる場合は、災害対策基本

法第63条に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該地域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

(2) 市長及びその職務を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの吏員から要求があったときは、警察官は、市長の職権を行うことができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(3) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長その他市長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、市長の職権を行うことができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

6 警戒区域設定の周知等

警戒区域の設定を行った場合は、避難指示等と同様に市民へ周知するとともに、関係機関への連絡を行う。

また、市長は、警察官等の協力を得て、住民の退去確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のための警戒措置を実施する。

7 避難者の誘導

避難者の誘導は、町内会、自主防災組織等が市職員、消防団員、警察官等と協力して行い、避難の際には町内会単位等の集団避難を心掛け、避難経路の安全及び道路の状況等を確認するとともに、要配慮者に十分配慮するものとし、これに地域住民も積極的に協力する。

災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。その際、ペット動物はケージの中に入れ、ペットフード等動物の飼養に必要な物を持ち出し避難する。

避難者が自力で避難できない場合又は避難途中で危険がある場合は、必要に応じ車両、舟艇等を利用して行う。

また、社会福祉施設等の管理者、教育委員会及び学校長は、要配慮者及び児童生徒の地震時の安全確保を図るため、あらかじめ避難誘導計画を策定しておくとともに、保護者等との連絡方法等についても定めておく。

8 避難所の開設及び報告

(1) 避難所の開設

避難所の開設が必要な場合は、市地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、あらかじめ施設の安全性を確認した上で、避難所を開設する。

避難所の開設にあたり市職員は避難所の被害状況を把握し、災害対策本部に報告し、指示に従う。

また、二次被害の発生のおそれのある危険箇所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(2) 避難生活の対象者

- 住居等の被災者
- 避難指示などの対象地域の居住者
- 帰宅できない旅行者や迷い人、ホームレス等

(3) 避難所を開設したときは、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難者の把握に努め、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、直ちに次の事項を県に報告する。

- 避難所の名称
- 避難所開設の日時及び場所
- 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている被災者も含める。）
- 開設期間の見込み
- 必要な救助・救援の内容
- 指定避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID

(4) 避難等の状況把握

市は、避難等の措置を講じた場合には、実施状況を取りまとめる。

また、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努める。

9 避難所の運営

(1) 管理運営組織の立ち上げ

市は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

また、避難者情報の把握及び各支援団体との円滑な情報共有にあたっては、デジタル技術の活用に努めるものとする。

(2) 自主運営への移行

避難所の運営は、町内会など従来からの地域コミュニティを重視した避難者自身の自主運営を基本とする。市は、避難所の管理運営等を適切に行うために市職員を配置し、自主運営の組織が確立するまで避難所の管理運営に係る業務を支援する。

(3) 良好な生活環境の確保

ア 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する。

イ 市は、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。

ウ 仮設トイレの設置

市は、避難所の状況により仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。その確保が困難な場合は、県があっせん等を行う。

また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した避難所運営に努める。

なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。

エ 男女双方の視点の取り入れ

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

(4) 相談窓口の設置

避難者のニーズに対応するため、相談窓口を設置し、避難者の精神的負担を和らげるよう配慮するとともに、多様な視点を反映させ、要配慮者や女性に配慮するよう努める。また、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。

(5) 人材の確保・育成

避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材確保・育成に努める。

(6) 情報の提供

避難者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、

被災者生活支援に関する情報等、避難者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように努める。

なお、その際、要配慮者、車中避難者を含む避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

(7) 健康の管理

避難所における感染症予防、生活不活発病の発症予防など必要な対策を講じるとともに、環境変化等から生じる避難者の精神的不安を軽減させるためのこころのケア対策を関係機関と協力して実施するなど、避難者の健康管理に努める。

(8) 避難所の状況把握

ア 市は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

イ また、避難所で生活せず食事や水等を受け取りに来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。

ウ 車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。

(9) 感染症対策

被災地域及び避難所等において、感染症の発生、拡大が見られる場合は、総務対策部、福祉対策部及び避難対策部が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。また、感染症の自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、あらかじめ、保健福祉担当課、防災担当課及び保健所との間で、情報共有の内容、情報の伝達方法などについて、検討・調整を行い、避難所の運営に必要な情報を共有する。

(10) 要配慮者への配慮

ア 要配慮者に対する配慮

市は、避難所に要配慮者がいると認めた場合は、民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。

イ 要配慮者の健康管理

市は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

また、市は生活不活発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者の健康管理に努める。

なお、避難所で生活せず食事や水等を受取りに来ている自宅避難者を含めた地区全体の健

康管理に努める。

ウ 女性や子ども等の安全の配慮

女性や子ども等の安全対策として、以下の点に配慮するよう努める。

(ア) 避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。

(イ) トイレ・更衣室・入浴施設等は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。

(ウ) 照明を増設する。

(エ) 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する。

(オ) 警察、病院、女性支援団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行う。

エ 性的マイノリティへの配慮

男女別だけでなく、性的マイノリティへの配慮も必要であることに留意し、トイレや着替えスペースでのプライバシーの保護などに努めるものとする。また、当事者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(11) 福祉避難所への避難等に係る支援の実施

市は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

なお、要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

◆【福祉避難所一覧】(資料編 第4章 第1節「2 避難所一覧」参照)

(12) ホテル・旅館等の活用

市は、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。

(13) 避難者の住生活の早期確保

避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。

(14) ペット動物の飼育場所の確保等

市は、必要に応じて、被災者支援等の観点からペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。

また、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け

入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

10 記録等

本部及び各避難所には、避難所の維持及び管理のため、それぞれ責任者を定め、次の書類等を整備し、保存しておく。

- (1) 避難所受入台帳（日誌（救助実施記録日計表））
- (2) 避難所用物資受払簿
- (3) 避難所設置及び受入状況（受入者名簿）
- (4) 避難所設置に要した支払証拠書類
- (5) 避難所設置に要した物品受払証拠書類
- (6) 救助実施記録日誌簿

11 避難地域の警備等

避難地域の居住者の財産等の保全、安全の確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め連携を図る。また、避難所における秩序保持も同様に実施する。

◆【自警団一覧】（資料編 第4章 第2節「4 自警団一覧」参照）

12 広域避難対策

- (1) 避難者数が避難所の収容力を超え、他地区における避難所（以下、広域避難所という）の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては当該都道府県との協議を県に要請する。
- (2) 被災者の他地区への移送を要請したときは、職員の中から広域避難所の管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。
- (3) 市は、広域避難について、あらかじめ締結した他市町との協定や具体的なオペレーションを定めたマニュアルに基づき、県等と連携し、適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める
- (4) 広域避難所の運営は、移送元の市が行い、被災者を受け入れた市町は協力する。
- (5) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

13 広域一時滞在

- (1) 市は被災したとき、災害の規模、被災者の避難・受入状況、避難の長期化等に鑑み、本市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受け入れが必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受け入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。
- (2) 市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (3) 市は被災したとき、広域一時滞在の受入先の市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実にを行うものとする。また、受入先の市町は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

14 帰宅困難者対策

市は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援する。

また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。

15 避難所外避難者対策

- (1) 市は、町内会や自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(2) 車中避難者対策

- ア 車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。
- イ 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

(3) 在宅避難者対策

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約

し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

(4) 旅行者等対策

市は、帰宅できない旅行者や迷い人、ホームレス等について、住民票の有無等に関わらず拠点避難所に適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

第9節 要配慮者の安全確保

福祉班・保健救護班

1 基本方針

地震災害時においては、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、傷病者、高齢者、難病等の患者、妊産婦、外国人等の要配慮者は、災害の認識、災害情報の受理、自力避難等が困難な状況にある。

市及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民の協力を得て、迅速かつ適切に要配慮者の安全な避難誘導を実施するとともに、安否確認及び避難生活の状況等を継続的に把握することに努め、必要な対策を講ずる。

2 在宅中の要配慮者に対する対策

(1) 災害発生後の安否確認

市は、避難行動要支援者の避難所への受入状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。

また、災害発生時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、町内会長、民生委員・児童委員、介護職員、近隣の住民、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

(2) 避難

震災により住民避難が必要となった場合の避難行動要支援者の避難に当たっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者が属する町内会等を単位とした集団避難を行うよう努める。

避難誘導の際は、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に配慮する。

(3) 福祉避難所への避難等に係る支援の実施

市は、避難所において要配慮者の身体状態や介護等の状況を考慮し、福祉避難所への避難対象者の優先順位を決定し、運営準備が整い次第、福祉避難所を開設し、避難対象者を受け入れる。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

なお、要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

◆【福祉避難所一覧】（資料編 第4章 第1節「2 避難所一覧」参照）

(4) 被災状況等の把握及び日常生活支援

市は、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。

ア 被災状況の把握

避難所及び要配慮者の自宅等に保健師又はホームヘルパー等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。

イ 被災後の日常生活支援

市は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講ずるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

3 社会福祉施設等における対策

(1) 施設被災時の安全確認及び避難等

施設が被災した場合、施設管理者は、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努める。

入所者等が被災した時は、施設職員又は近隣の住民や自主防災組織の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

(2) 被災報告等

施設管理者は、入所者等及び被災状況を市に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者に入所者等の被災状況を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設の使用が不能になった場合の措置

施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、市を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者による引き取り等の措置を講ずる。

市は、被災施設の管理者から緊急入所要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

4 医療機関における対策

(1) 医療機関被災時の安全確認及び避難等

病院等の医療機関が被災した場合、管理者は、直ちに患者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、患者等の不安解消に努める。

患者等が被災した時は、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

(2) 被災報告等

管理者は、患者等及び施設の被災状況、受け入れている重症・中等症患者数、ライフライン状況等の状況について、市等に報告し、必要な措置を要請する。

(3) 医療機関の使用が不能になった場合の措置

管理者は、医療機関の継続使用が不能となったときは、市及び県を通じて他の医療機関への緊急搬送要請を行う。

市及び県は、被災医療機関の管理者から緊急搬送の要請があったときは、他の医療機関等との調整を行い、傷病の程度、人工透析患者や人工呼吸器を使用している患者など個別疾患の状況に応じ、搬送先の確保に努める。

5 外国人に対する対策

市は、災害時に迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、各種情報の収集、提供ができる体制の整備等に努める。

(1) 市は、広報車やラジオ等により外国語による広報を行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。

また、災害多言語支援センターなどの相談窓口等を開設し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。

(2) 市は、県や国際交流団体、大学等に通訳者又は語学ボランティアの派遣を必要に応じて要請する。

6 障害者に対する情報伝達等

市は、障害の種類及び程度に応じて、障害者が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備等に努める。また、緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な緊急通報手段の整備等に努める。

第10節 災害医療及び救急医療

福祉班・保健救護班

1 基本方針

大規模な地震が発生することにより、倒壊した家屋の下敷きや火災等により、同時に多数の負傷者等が発生し、通常の医療救護体制では対応できなくなるおそれがあり、特に、発災当初の72時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、関係機関の協力を得て、迅速かつ的確に医療救護活動等を実施する。

2 初動医療体制

(1) 実施者

市が行うが、必要に応じ県、他市町又はその他の機関に応援若しくは協力を要請する。

なお、実施の方法等について、あらかじめ白山ののいち医師会と締結した「災害時の医療救護に関する協定書」等による。

(2) 保健救護班の編成

市長は、医療及び助産の救急救護を必要と判断した場合、市の機関による保健救護班を編成し、出動を命ずる。

(3) 救護所の設置

ア 設置場所

保健救護班長は、福祉対策部長と協議し、医療救護活動を行うに当たり必要と認める場合は、総務対策部、地域医師会等の協力を得て、救護所を設置する。

救護所は、以下のうちから、被災者にとって、最も安全かつ交通便利と思われる場所を選定する。

なお、市に災害救助法が適用され、県による医療救護班が派遣された場合は、県の指示による。

- (ア) 野々市市保健センター
- (イ) 地区公民館（4か所）
- (ウ) 拠点避難所
- (エ) 災害現場
- (オ) その他市長が必要と認める場所

イ 救護所の開設及び運営

救護所の開設及び運営実務は、福祉対策部長の指揮により、保健救護班が行う。

(4) 医療救護及び助産活動

医療救護及び助産活動は、原則として保健救護班及び派遣された医師、看護師が救護所に

において、以下のとおり実施するほか、必要に応じて県、日本赤十字社石川県支部等に協力又は応援を求める。また、災害の状況によって避難所等を巡回し、医療救護及び助産活動を実施する。

なお、保健救護班は、医師とともに区分の判定及び救命処置その他応急的医療救後及び助産活動に当たる。

傷病者には、消防庁において定められた「トリアージ・タグ」を使用する。

ア 医療の範囲

- (ア) 傷病者のトリアージ
- (イ) 傷病者に対する応急措置
- (ウ) 診察
- (エ) 薬剤又は治療材料の支給
- (オ) 処置その他の治療及び施術
- (カ) 病院又は診療所への搬送手続き
- (キ) 避難所等への巡回診療及び健康相談
- (ク) その他必要な事項

イ 活動の実施期間

医療救護及び助産活動を実施する期間は、災害の状況に応じて市長が定めるが、概ね災害発生の日から14日以内とする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として実施する。

ウ 助産について

(ア) 助産の対象者

助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした人とする。

なお、被災の有無及び経済力の如何を問わない。

(イ) 助産の範囲

- ① 分べんの介助
- ② 分べん前又は分べん後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- ④ その他必要な事項

エ 経費の負担

災害救助法の適用を受けた場合は、県負担（限度額以内）とし、その他の場合は、市負担とする。

3 重傷病者の搬送体制

原則として、被災現場から救護所までは、警察署、自主防災組織、市民ボランティア等の協力を得て、総務対策部が実施する。また、救護所から医療機関への搬送については、消防班（救急隊）が実施するが、災害時後方病院への搬送等については、必要に応じて県に応援を要請する。

4 医療機関

(1) 医療機関の受け入れ体制の確立

保健救護班長は、地域医師会に所属する一般病院等の受入可能ベッド数を速やかに把握し、受入スペースの確保など受入体制の確立を要請する。

(2) 受入可否施設の把握

保健救護班長は、総務対策部長と協力して、医療機関の受入状況を石川中央保健福祉センター、救急指定病院に照会して常に把握し、関係部署に必要な情報を伝達するとともに、医療機関に重傷病者が振り分けられるよう指示する。

5 医薬品及び資器材の確保

(1) 保健救護班の対応

医療救護及び助産活動に必要な医療資器材等の使用並びに確保については、原則として次のとおり行う。

ア 保健救護班は、保管場所において、市の現有医療資器材及び医薬品を確保し、救護所に携行する。

イ 市の要請により出動した地域医師会等及び県が編成した医療救護班は、自己が携行した医薬品等を使用し、使用した消耗資材等の費用については、市に請求する。

(2) 医薬品及び資器材等の確保

市の備蓄する医薬品等の確保については、野々市市保健センター内とし、順次整備を図る。

(3) 不足のときの調達方法

保健救護班長は、医療及び助産救護のために使用する医療器具及び医薬品等が不足したときは、医療器具及び医薬品等取扱業者、県（薬事衛生課）、各医療機関等に協力を要請して補給する。

なお、輸血用血液が必要な場合は、日本赤十字社石川県支部（石川県赤十字血液センター）に確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼する。また、福祉班に対して、市民への献血の呼びかけを要請する。

6 個別疾患対策

市は、慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等への的確な情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保に努める。

また、市は、県に対して人工透析を実施する医療機関の被災に関し、各医療機関が連携し患者の受け入れ調整を図るなど透析医療の確保について要請する。

7 記録等

医療救護及び助産活動を実施した場合は、次の書類等を整備し、保存しておく。

- (1) 保健救護班診療記録
- (2) 医薬品衛生材料使用簿
- (3) 保健救護班編成及び活動記録簿
- (4) 病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類
- (5) 医薬品衛生材料受払簿
- (6) 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類
- (7) 助産台帳
- (8) 助産関係支出証拠書類

第11節 健康管理活動

福祉班・保健救護班

1 基本方針

地震災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

このため、市は、県や関係機関等の協力を得て、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理活動を実施する。

2 実施体制

市は、県等と協力し、保健師等による被災者等の健康管理や感染症拡大防止のため避難所の巡回等を行う。

なお、被災者等の健康管理に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難な場合は、県に保健師等の派遣を要請する。

3 活動内容

(1) 健康管理活動に当たっては、医療・保健関係者、民生委員・児童委員、居宅介護支援専門員等の協力のもと、要配慮者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な医療、介護が受けられるよう対処する。

(2) 「市健康管理マニュアル」の作成に努め、救命救急を最優先とし、避難所や在宅被災者宅等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態等を把握するとともに、必要な者に対する保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図り、環境整備に努める。

なお、健康状態の把握、支援に当たっては、特に感染症やエコノミッククラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。

また、人工透析、酸素、インスリン療法等、必要な処置が継続して受けられるよう、関係機関との情報連携を行う。

(3) 活動により把握した情報は、保健救護班及び福祉班が連携して開催する健康管理連絡会等にて集約し、対応策を連携協力して実施する。

(4) 避難所等で感染症を防止するため、衛生管理等について相談、指導を行う。また、感染症が発生した場合は、県及び医療機関等と協力して、感染者の移送や消毒等を実施し、感染症の拡大を防止する。

第12節 救助・救急活動

消防班

1 基本方針

地震災害時は、倒壊家屋等の下敷き等により、生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者が多数発生するおそれがあり、特に、発災当初の72時間は、救命救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、発災直後は被害規模の把握を早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するとともに、関係機関及び自主防災組織等と相互に連携協力し、救出及び捜索に全力を尽くす。

2 対象者

災害が直接の原因となり次に掲げる状態にある者で、早急に救出しなければ生命及び身体が危険な状態にある者とする。

- (1) 火災の際に火中に取り残された者
- (2) 倒壊家屋の下敷になった者
- (3) 流出家屋と共に流された者
- (4) 孤立した地点に取り残された者
- (5) 車両事故等によって車内等に閉じ込められた者
- (6) 行方不明者

3 実施体制

被災者の救出は、自主防災組織が中心となる地域の力を結集して行うほか、市、消防機関及び警察が連携協力して救出作業に当たる。なお、被害が甚大な場合は、市長は、速やかに知事に対して県及び他市町の応援を要請するとともに、自衛隊の派遣を要請する。

◆【自警団一覧】(資料編 第4章 第2節「4 自警団一覧」参照)

4 危険区域の巡回

災害の発生と同時に危険区域を設定するとともに、消防機関等による区域内の巡視を行い、要救助者を発見した場合は救出を図る。

また、必要があるときは警察官に対し、警らの協力を要請する。

5 記録等

救出作業を実施した場合は、次の書類等を整備し、保存しておく。

- (1) 救出実施記録日計表
- (2) 被災者救出用機材器具燃料受払簿

- (3) 被災者救出状況記録簿
- (4) 被災者救出用関係支払証拠書類

6 災害救助法による救出

災害救助法が適用された場合は、同法及び運用方針による。その概要は次のとおりとする。

(1) 対象

- ア 現に生命又は身体が危険な状態にある者
- イ 生死不明の状態にある者

(2) 期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長することができる。

第13節 水防活動

復旧班・消防班

1 基本方針

地震の発生時は、ダム及び河川堤防等の決壊による水害が発生するおそれがあることから、被害を軽減するため、必要な情報収集、広報活動、警戒活動及び応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努める。

2 情報収集

国、県、隣接市など関係機関と協力して、迅速な情報収集に努める。

3 広報活動

地震による洪水が発生し、又は発生するおそれがある場合は、正確な情報を市民に広く提供する。

特に、高齢者等避難、避難指示など、人の生命又は身体を保護するために必要な情報については、あらゆる手段を用いて迅速に広報する。

4 警戒活動等

(1) 危険区域の監視

隣接市など関係機関と密接な連携をとり、対応を協議するとともに、危険箇所を重点的に巡視する。

(2) 水防資機材の配備

水防資機材を確認し、作業上容易に利用できる場所に配備する。

(3) 水防作業員の確保

消防団員、土木建築業者のオペレーター及び作業員に待機及び出動等の指示を行う。

(4) 避難誘導

浸水により、被害を受けるおそれのある地域の住民に対して、避難先の指示など避難のために必要な措置を実施する。

(5) 避難所

市民の避難に備えて、避難所開設を指示する。

5 応急復旧

地震により堤防等に応急措置の必要が生じた場合は、関係機関と協力して、迅速かつ的確に応急復旧を実施する。

第14節 災害救助法の適用

総務班

1 基本方針

市長は、市の区域内における災害の程度が災害救助法の適用基準（本市において住家滅失戸数80世帯以上の場合等）に達し、又は達する見込みである場合で、直ちに災害救助法による救助を必要とするものと判断したときは、知事に対してその状況を報告し、災害救助法の適用を要請する。

なお、市は災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ県と必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、県が事務委任制度を円滑に活用できるように、役割分担を明確化するなど、調整を行う。

2 適用基準（災害救助法施行令）

災害救助法の適用基準は、次のいずれかに該当する災害とする。

- (1) 本市の住家滅失世帯数が80世帯以上であるとき。（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第1条第1項第1号—令別表第1）
 - (2) 本県の区域内の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、本市の住家滅失世帯数が40世帯以上であるとき。（令第1条第1項第2号—令別表第2、第3）
 - (3) 本県の区域内の住家滅失世帯数が7,000世帯以上であって、本市の住家滅失世帯数が多数であるとき。（令第1条第1項第3号前段）
 - (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。（令第1条第1項第3号後段）
 - (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、以下の内閣府令（平成25年10月第68号）で定める基準に該当するとき。（令第1条第1項第4号）
 - ア 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（内閣府令第2条第1号）
 - イ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（内閣府令第2条第2号）
- (注)住家が滅失した世帯の算定は、次のとおりである。
- (ア) 住家の全壊（焼）又は流失した世帯は、1世帯を滅失世帯1世帯とする。
 - (イ) 住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。
 - (ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。

適用基準

| 本市に適用される 人口規模類型 (直近の国勢調査に よる) | A 当該市町の住家 滅失世帯数 | B 県区域内の住家滅失世帯 総数1,500世帯以上の 場合 | (参考) 本市の令和2年10月1日 国勢調査人口 |
|--|-----------------------|--|--------------------------------|
| 50,000人以上 100,000人未満 | 80世帯 | 40世帯 | 57,238人 |

3 適用手続

- (1) 市長は、市の区域内における災害の程度が災害救助法の適用基準に達し、又は達する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。
- (2) 知事は、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について市長及び関係機関に指示するとともに、内閣総理大臣に報告する。

4 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準による。

◆【災害救助法に基づく救助の種類】

(資料編 第2章 第4節「3 災害救助法に基づく救助の種類」参照)

5 災害救助法に基づく救助の実施

- (1) 県は、災害の状態によりいずれの救助項目を適用するかを速やかに判断して、救助方針をたてて、適切かつ効果的な救助を行う。
- (2) 別紙「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について」の番号1、2の一部、3から14までに定める救助の他、知事が必要と認めるものについては、知事は救助の内容及び当該救助を行う期間を通知し、市長が行うこととする。

この場合においては、市長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。(令第17条第1項)

- (3) 知事は、前項(2)の通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。(令第17条第2項)

◆【災害発生から応急救助までのフロー】

(資料編 第2章 第4節「4 災害発生から応急救助までのフロー」参照)

6 災害救助法が適用されない場合の救助

災害救助法が適用されない場合の救助については、災害救助法による救助に準じて通常市が実施する。

第15節 災害警備及び交通規制

情報班・保健救護班・復旧班・避難所班

1 基本方針

地震災害時において市は、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに交通の混乱を防止し、公共の安全と秩序の維持を図る。

2 警備の要請

市長は、市民の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の秩序を維持するため必要と認めた場合に次の事項を白山警察署に要請する。

- (1) 市災害対策本部への要員の派遣
- (2) 災害情報の収集及び伝達
- (3) 被災者の救出、救護及び避難誘導
- (4) 災害による遺体の検視及び身元不明遺体の身元調査
- (5) 被災地の犯罪予防及び取り締まり
- (6) 災害時の交通規制及び交通指導
- (7) 危険物の保安措置
- (8) 災害応急措置に対する協力等
- (9) 災害に伴う治安広報及び関係機関との連絡
- (10) 通信計画に関する協力
- (11) その他治安上必要な事項

3 警備対策

警察は、大規模地震発生に際しては、警備体制を早期に確立し、警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速かつ的確な災害応急対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期する。

- (1) 災害応急対策の実施
 - ア 把握した被災状況に基づき、消防機関及び防災関係機関と密接に連携し、迅速かつ的確な救出救助活動を実施する。
 - イ 警察官は災害対策基本法第61条により避難の指示を行い、又は避難の措置を講ずる。
 - ウ 警察は被災地域における交通の混乱の防止を図り、災害応急活動が円滑に行われるよう一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定並びに緊急輸送道路の確保など必要な交通規制を実施する。
 - エ 警察は、被災地の無人化した住宅街及び商店街等における窃盗、救援物資の輸送路及び避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地並びにその周辺におけるパトロールを強化するとともに、避難所等の定期的な巡回を行う。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯等の取り締まりを行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

オ 警察は、自主防犯組織等との連携を図り、被災地における各種犯罪及び事故の未然防止並びにと被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援等を行う。

(2) 被災者等への情報伝達活動

ア 被災者への情報伝達活動

警察は、災害対策本部との連携を密にし、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等に関する情報をパトカーを活用するなどして、適切な伝達に努める。

イ 相談活動

警察は、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話窓口等の設置に努め、親身な相談活動を実施する。

4 交通対策

(1) 交通支障箇所の通報

市は、管内の道路状況を確実に把握するため、警察署、道路管理者等と密接な連絡を図り、情報の収集を行うとともに、災害箇所又は交通に支障を及ぼす箇所を確認したときは、速やかに関係機関に通報する。

(2) 交通規制等

ア とるべき措置

災害等により道路施設等の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに次のとおり必要な規制等を行う。

(ア) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(イ) 市長は、緊急通行車両の通行ルートを確保するため必要があると認めるときは、県及び他の市町に対し応援を求める。

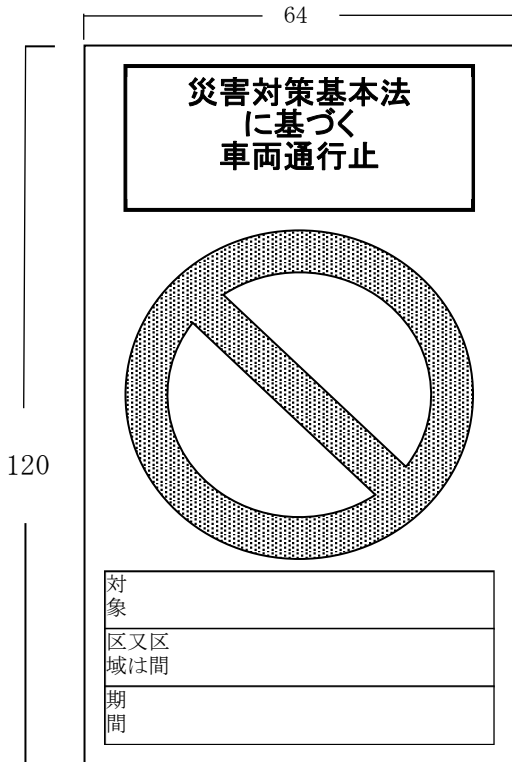
(ウ) 災害時において、交通に危険があると認められる場合又は被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、区域又は区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

(エ) 道路法（昭和27年法律第165号）による交通規制を行ったときは、直ちに「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年総理府、建設省令第3号）の定める様式により標示を行う。

(オ) 道路交通の規制の措置を講じた場合、標示板の掲示、報道機関及びインターネット等を通じて、交通関係者、一般通行者等に対する広報を実施するとともに、適当な迂回路を選定して、できる限り交通に支障のないように努める。

イ 標識

災害対策基本法第76条に規定する災害時における交通規制標識は次のとおりとする。



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1 cmとする。
- 3 図示の長さの単位は、cmとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大、又は図示の寸法の1/2まで縮小することができる。

(3) 応急復旧

ア 道路等の応急復旧実施者は、当該道路の管理者とする。

イ 市は、市が管理する道路等が交通に支障を及ぼすことを確認した場合、速やかに復旧するよう努めるとともに、その復旧状況を関係機関に報告又は通報する。

ウ 緊急を要する場合で、自己の能力では復旧が困難であるときは、他の道路管理者の応援協力を求め、なおかつ困難な場合は、知事に対し、自衛隊の派遣要請を行う。

エ 応急復旧を実施するための資機材確保及び要員確保については、緊急時に対応できるようにあらかじめ体制を整備する。

(4) 災害復旧優先道路等

応急復旧に当たっては、物資輸送及び各種復旧作業の迅速化を図るため、県の緊急輸送道路及び市の防災拠点を連結した市の災害復旧優先道路を優先する。

なお、本市に関わる緊急輸送道路及び災害復旧優先道路並びに防災拠点は、次のとおりである。

ア 緊急輸送道路（石川県）

(ア) 第1次緊急輸送道路

| 道路種別 | 路線名 | 区間 |
|-------|--------|--------------------------|
| 一般国道 | 8号 | 御経塚4丁目～蓮花寺町、郷町地内 |
| 一般国道 | 157号 | 押野4丁目～三日市3丁目、清金3丁目～末松1丁目 |
| 主要地方道 | 金沢小松線 | 新庄1丁目～上林1丁目 |
| 主要地方道 | 松任宇ノ気線 | 柳町地内 |
| 一般市道 | 本町新庄線 | 本町5丁目～上林4丁目 |

(イ) 第2次緊急輸送道路

| 道路種別 | 路線名 | 区間 |
|------|--------|---------------|
| 一般県道 | 野々市鶴来線 | 新庄2丁目地内 |
| 一般県道 | 宮永横川町線 | 押野5丁目地内 |
| 一般市道 | 疋田御経塚線 | 御経塚4丁目～御経塚2丁目 |
| 一般市道 | 高尾堀内線 | 扇が丘～本町5丁目 |

イ 災害復旧優先道路（野々市市）

(ア) 第1次災害復旧優先道路

| 道路種別 | 路線名 | 区間 |
|------|------------|--------------|
| 一般県道 | 野々市鶴来線 | 横宮町～新庄3丁目 |
| 一般県道 | 窪野々市線 | 横宮町～高橋町 |
| 一般県道 | 額谷三浦線 | 栗田2丁目～清金2丁目 |
| 一般県道 | 野々市西金沢停車場線 | 押野1丁目～横宮町 |
| 一般市道 | 泉野野々市線 | 押越2丁目～二日市2丁目 |
| 一般市道 | 布水中学校線 | 押越1丁目～押野2丁目 |
| 一般市道 | 押野稲荷線 | 押野5丁目～押野1丁目 |
| 一般市道 | 本町2丁目住吉線 | 本町2丁目～住吉町 |
| 一般市道 | 高尾下林線 | 矢作1丁目～下林3丁目 |
| 一般市道 | 堀内上林線 | 堀内4丁目～上林2丁目 |
| 一般市道 | 高尾堀内線 | 本町5丁目～堀内5丁目 |

(イ) 第2次災害復旧優先道路

| 道路種別 | 路線名 | 区間 |
|------|---------|---------------|
| 一般県道 | 三日市松任線 | 三日市2丁目～徳用1丁目 |
| 一般県道 | 宮永横川町線 | 二日市3丁目～二日市1丁目 |
| 一般県道 | 矢作松任線 | 矢作2丁目～下林2丁目 |
| 一般県道 | 倉部・金沢線 | 御経塚3丁目地内 |
| 一般市道 | 野々市駅通り線 | 二日市3丁目地内 |

| 道路種別 | 路線名 | 区間 |
|------|--------|---------------|
| 一般市道 | 稲荷野代線 | 野代1丁目～稲荷2丁目 |
| 一般市道 | 押野稲荷線 | 押野2丁目～稲荷1丁目 |
| 一般市道 | 四十万末松線 | 新庄3丁目～末松1丁目 |
| 一般市道 | 二日市矢木線 | 御経塚3丁目～二日市1丁目 |
| 一般市道 | 二日市田中線 | 二日市4丁目～郷2丁目 |
| 一般市道 | 本町新庄線 | 本町6丁目地内 |

ウ 防災拠点

| 種別 | 施設名 | 住所 | 電話 |
|--------|---------------|-------------|-----------------------|
| 総合防災拠点 | 野々市市役所 | 三納1丁目1番地 | 227-6000 |
| 応援機関拠点 | 市民体育館 | 下林3丁目97番地 | 248-1223 |
| 場外離着陸場 | 野々市明倫高等学校 | 下林3丁目309番地 | 246-3191 |
| | スポーツランドふれあい広場 | 中林5丁目1番地1 | 294-5800 (スポーツランド) |
| 物流拠点 | 野々市市スポーツセンター | 押野2丁目30番地 | 294-5511 |
| 応急救護所 | 野々市市保健センター | 三納3丁目128番地 | 248-3511 |
| 防災広場 | 野々市中央公園 | 下林3丁目97番地 | 248-1223 (市民体育館) |
| | つばきの郷公園 | 二日市5丁目207番地 | — |

※つばきの郷公園は浸水想定区域内にあるため、水害時は使用しないものとする。

(5) 運転者のとるべき措置

ア 避難のために車を使用しない。

イ 急ハンドル、急ブレーキ等を避け、できるだけ安全な方法で道路の左側に停止させ、カーラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。

ウ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。

エ やむを得ず道路上に車を置いて避難するときは、エンジンを止め、キーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

オ 駐車するときは、避難する人の通行や緊急通行車両等災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しない。

カ 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとる。

第16節 行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬

消防班・人事受援班・財政物資班・調査班・相談班
・衛生班・福祉班・支援班・児童福祉班

1 基本方針

地震が発生した場合には、建築物が倒壊するなど被害が甚大となるおそれがあることから、市は、警察、消防、関係機関等と連携を図り、行方不明者の搜索、遺体の受け入れ等について、円滑に実施する。

2 実施者

市は、行方不明者の搜索及び遺体の受け入れ等を警察及び消防機関等と協力して実施する。ただし、遺体の検視は、警察が医師の立ち会いを得て行う。なお、市限りで対応が不可能な場合は、自衛隊、県、他市町等の応援を得て実施する。

3 搜索依頼、安否確認等

所在の確認ができない市民に関する問い合わせや行方不明者の搜索依頼の受付は、相談班が以下のとおり行う。

- (1) 市役所1階に「行方不明者相談窓口」を開設し、搜索依頼を受付する。
- (2) 搜索依頼を受けたときは、行方不明者の「住所・氏名・生年月日・年齢・性別・身長・着衣その他の特徴」について、可能な限り詳細に聞き取り、避難所及び安否情報の収集・提供システムに照会し、所在の確認を行う。
- (3) 避難所等での所在が確認できない場合は、行方不明者搜索リストに記載する。

4 搜索の実施

搜索は、行方不明者搜索リストに基づき、総務対策部が警察署、自衛隊その他の関係機関及び地元町内会、自主防災組織、市民ボランティア等の協力を得て以下のとおり実施する。

- (1) 搜索活動は、初動体制においては、総務部長を班長とする情報救助班が警察等と連携して実施し、応急体制以降については、消防班が関係機関と連携を強化し、実施する。
- (2) 搜索活動中に遺体を発見した場合は、総務対策部及び白山警察署に連絡する。
- (3) 発見した遺体は、発見位置を確認、記録し、警察と協議の上、所定の場所（警察署、遺体検視場所等）に移送し、所要の警戒員を配置し、監視を行う。

5 遺体の処置

遺体は、警察が医師の立ち会いを得て検視を行い、検視後の遺体については、福祉班が事後措置を引き継ぐ。

6 遺体の受け入れ及び安置

福祉班は医師等と協力し、検視を終えた遺体について、洗浄、縫合、消毒、納棺等の必要な措置を警察と協議した上で実施し、引き渡し及び安置等を行う。

- (1) 市内の寺院、公共施設など遺体受け入れに適した場所を選定し、遺体安置所を開設する。
- (2) 福祉班は、財政物資班と協力し、県及び葬祭事業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品など必要な器材を確保する。
- (3) 警察、町内会、自主防災組織等の協力を得て、身元の確認に努めるとともに、遺体引受人の発見に努める。
- (4) 遺体が身に着けていた衣類、所持品など遺品を整理し、適切に保管する。
- (5) 遺体整理簿を作成するとともに、棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- (6) 身元の確認ができた遺体から順に、取り違えなどのないよう確認を実施した上で、遺族に引き渡す。
- (7) 身元が判明しない遺体、若しくは遺体引受人が判明しない遺体については、市で仮安置した後、市長を身元引受人として、相談班長に対して、遺体の火葬許可証の発行を求める。

7 火葬

身元が判明しない遺体等は、以下のとおり、市長の指示に基づき、福祉班が応急処置として、遺体を白山郷斎場へ輸送し、火葬等を実施する。

なお、遺体の輸送については、原則、葬祭事業者等に依頼して行うが、必要に応じて、福祉対策部による「遺体輸送班」を新たに編成して行う。

- (1) 身元が判明しない遺体及び遺体引受人が判明しない遺体並びに遺族等が火葬を行うことが困難な遺体については、市で応急措置として火葬を行う。
- (2) 火葬する場合は、火葬台帳により処理する。
- (3) 遺骨、遺品は包装し、氏名札及び遺品処理票を添付のうえ、混同、紛失等の措置を講じて保管所に一時保管する。
- (4) 家族その他関係者から遺骨、遺品の引き取り希望のあるときは、警察と協力の上、遺骨及び遺品整理簿により整理し、引き渡す。
- (5) 遺体が多数のため、白山郷斎場で火葬できないときは、県及び他市町に協力を要請する。

8 記録等

遺体捜索及び火葬を行ったときは、次の書類等を整備し、保存しておく。

- (1) 行方不明者受付簿
- (2) 遺体調書
- (3) 氏名札
- (4) 遺体送付票
- (5) 遺体処理票
- (6) 遺骨及び遺留品処理票
- (7) 遺体捜索状況記録簿

- (8) 遺体処理台帳
- (9) 遺体搜索、遺体処理支払証拠書類
- (10) 遺体搜索用機械器具燃料受払簿
- (11) 遺体搜索用機械器具修繕費受払簿

第17節 ライフライン施設の応急対策

復旧班・給水班・下水道班

1 基本方針

電力施設、通信施設、都市ガス施設、上下水道施設のライフライン施設は、地震により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、これらの施設管理者及び関係機関は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材を活用して、緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。あわせて、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

また、市は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、情報提供に努める。

2 電力施設

災害により電気の供給の停止又は停止するおそれがある場合、北陸電力株式会社石川支店は、被災の程度に応じ、策定された計画に基づいて、応急対策及び復旧措置を講じ、電力の供給確保に努める。

3 通信施設

災害により通信の途絶又は通信が途絶するおそれがある場合、NTT西日本株式会社は、被災程度に応じ、策定された計画に基づいて、応急対策及び復旧措置を講ずる。

復旧動員体制、復旧順位等については、NTT西日本株式会社防災業務計画に定めるところによる。

4 ガス施設

ガス施設に被害が生じた場合、ガス事業者は、ガス施設の被害状況及び周辺住民の避難状況等を把握し、二次災害の発生を防止するため、速やかに応急措置を行う。

5 上水道施設

上水道管理者等は、地震災害が発生した場合においては、上水道施設を速やかに復旧するため、専門技術を持つ人材を活用して、直ちに緊急調査、施設の点検等を実施するとともに、配水機能に支障又は二次災害のおそれのある施設については、緊急措置を講じる。

また、緊急措置と並行して応急調査を行い、上水道施設全体の被災状況を把握し、応急復旧計画を策定のうえ、応急復旧工事を行う。

(1) 動員体制の確立（施設復旧班の編成）

市は、被災状況により必要な施設復旧班を新たに編成し、直ちに復旧に当たる。また、防

災協定が締結されている野々市市管工事協同組合との「災害時における応急対策活動に関する協力協定書」及び石川県さく井協会との「井戸の応急復旧等に関する協定書」に基づき円滑に対応する。

(2) 被害状況の調査

人的被害に繋がる緊急性の高い施設から、緊急点検、緊急調査、先遣調査などの被災状況調査を実施する。調査に当たっては、上下水道施設の構造等を勘案して、速やかに、上下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握する。

また、配水施設等の被害状況は、施設ごとに把握し、管路等については、水圧状況、漏水、道路陥没等の有無、地上構造物の被害状況等による把握に努める。

特に主要配水管路、緊急性の高い医療施設、福祉関係施設に至る管路等については、優先的に点検する。

(3) 応急措置

管路施設や配水場及びポンプ場施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。

(4) 応急復旧用資機材の確保

応急復旧活動を円滑に行い、上水道施設の機能を維持するため、必要な資機材を確保できる体制を構築するとともに、被災状況に即した応急復旧用資機材の確保をする。

(5) 応急復旧

応急復旧活動は、市長の指示に従い、関係機関の協力を得て行う。

給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等より断水区域をできるだけ最小限にするとともに、復旧の優先順位を設けるなど施設応急復旧計画を策定し、効率的な復旧作業を進める。

漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と判断される箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

倒壊家屋や焼失家屋などの漏水箇所が不明な場合は、止水栓により閉栓する。

(6) 広報活動

応急給水班長は、施設の被害状況及び復旧見込等に関して、積極的に市民に情報を提供し、利用者の生活給水に関する不安解消のための広報活動を行う。

(7) 応援体制

(公社) 日本水道協会石川県支部を通じ、他水道事業者等に必要な応援を要請し、受援体制を確立する。

◆【井戸の応急復旧等に関する協定書（29 野々市市と石川県さく協会）】

（資料編 第10章 第2節「3 民間組織との協定（29）」を参照）

6 下水道施設

下水道管理者は、災害が発生した場合においては、下水道施設を速やかに復旧するため、専門技術を持つ人材を活用して、直ちに緊急調査及び施設の点検等を実施するとともに、排水機能に支障又は二次災害のおそれのある施設については、緊急措置を講ずる。

また、緊急措置と並行して応急調査を行い、下水道施設全体の被災状況を把握し、応急復旧計画を策定のうえ、応急復旧工事を行う。

（1）動員体制の確立（要員の確保）

下水道管理者は、動員計画により要員の確保を図る。また、本市限りで処理できない場合は、あらかじめ定められた手順に従い、県及び他市町並びに防災協定が締結されている野々市市建設業協同組合及び（公社）日本下水道管路管理業協会中部支部石川県部会に応援を要請する。

（2）被害状況の調査

人的被害に繋がる緊急性の高い施設から、緊急点検、緊急調査、先遣調査などの被災状況調査を実施する。調査に当たっては、市民からの情報や職員による巡回により速やかに施設の損壊状況、漏水箇所等を把握する。

（3）応急措置

管路施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。

（4）応急復旧用資機材の確保

応急復旧活動を円滑に行い、下水道施設の機能を維持するため、必要な資機材を確保できる体制を構築するとともに、被災状況に即した応急復旧用資機材の確保に努める。

（5）応急復旧

応急復旧活動は、市長の指示に従い、関係機関の協力を得て行う。

なお、その作業内容及び復旧に対する判断基準は、次のとおりとする。

ア 管渠施設

管渠の復旧作業は、重要な幹線等を優先して行うこととし、その際、管の破損、陥没等による閉塞に伴う排水不良箇所の復旧を優先する。継ぎ手の目地ずれ、管のクラック等が生じていても排水が可能である場合は、他の排水不良箇所の復旧を優先する。

イ マンホール施設

排水に支障が生じている箇所及び浮き上がりなどにより通行に支障をきたす箇所を優先的に修理補強する。

ウ 取付管等

取付管については、埋設深度が浅く、被害が多く発生することが予想されるが、埋設した道路の交通に重大な影響を与えている場合を除き、本管施設の復旧を優先する。

復旧方法については、布設替え又は仮設排水で対応する。

(6) 広報活動

下水道管理者は、施設の被害状況及び復旧見込等に関して積極的に市民に情報を提供し、利用者の生活排水に関する不安解消に努める。

(7) 受援体制

(公社)石川県下水道協会を通じ、他水道事業者等に必要な応援を要請し、受援体制を確立する。

第18節 公共土木施設等の応急対策

復旧班・給水班・下水道班

1 基本方針

道路、河川、鉄道、公園等の公共土木施設等及び行政、警察、消防等の公共建築物等は、地震により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。このため、これらの施設管理者及び関係機関は、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

2 道路施設

(1) 応急措置

道路管理者又は公安委員会は、被災した道路の橋梁、路面等について被害状況を迅速に調査、把握し、緊急時の道路交通の確保を図るため、車両の通行制限あるいは禁止の措置及び迂廻路の選定等の対策を講じ、住民の安全の確保に努める。

(2) 応急復旧

被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、協定等による協力を得て応急工事を施工する。

また、必要に応じて無人建設機械や無人航空機（ドローン）等の新技術の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。

(3) 道路交通に支障となる物件

道路管理者は、緊急に交通を確保しなければならない道路に通行の支障となる物件がある場合は、必要に応じて警察官の立会いを求め、直ちに撤去する（本章第22節「障害物の除去」参照）。

3 河川施設

(1) 応急措置

地震を感じたら水防計画等に基づき、市の水防管理者は施設管理者等と協力し、河川堤防等の河川管理施設の巡視を行い、危険個所の点検等を行う。

(2) 応急復旧

河川の施設管理者は、被害の状況により、降雨等による水害・土砂災害等による浸水に備え、二次災害防止の措置を行う。

4 鉄道施設

(1) 応急措置

西日本旅客鉄道株式会社金沢支社、IR いしかわ鉄道株式会社及び北陸鉄道株式会社は、次の措置を講ずる。

ア 乗客に地震情報等を伝達し、運行停止などの規制や乗客の的確な避難誘導及び適切な救護活動等を行い、乗客等の安全確保を図る。

イ 不通区間が生じた場合は、列車の運行状況を広報するとともに、バス等の代替輸送の確保に努める。

(2) 応急復旧

ア 被災状況を調査し、安全を確認した後、運転を再開する。

イ 被災した鉄道施設等については迅速な応急復旧を実施する。復旧状況については広報する。

5 公園、緑地施設

(1) 応急措置

公園管理者は、災害が発生したときは、施設の点検、応急措置を行い、二次災害の防止に努める。

(2) 応急復旧

避難地、避難路となる公園においては、救援避難活動が円滑に実施できるよう速やかに応急復旧を行う。

6 農地、農業用施設等

(1) 応急措置

水路等の農業用施設等が被災した場合は、その施設管理者は、被災状況に応じて必要な措置を講じ、二次災害の防止を図るとともに、必要に応じて住民に広報する。

(2) 応急復旧

農業用施設等の被災状況を調査し、速やかに応急復旧を行う。

7 公共建築物等

市は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、被災建築物応急危険度判定を活用して二次災害の防止に努めるほか、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

第19節 給水活動

情報班・給水班

1 基本方針

地震災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給については、上下水道課で作成した「危機管理対策マニュアル」に基づき実施する。

市は応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、速やかに応急給水を実施する。

2 実施機関

市は、上下水道課長を班長とする給水班を設置し、被災者に対する応急飲料水等の供給を実施する。

また、必要に応じて被災者に対して飲料水の確保状況等の情報を提供する。

なお、市は、給水対策本部における給水ニーズの把握体制の明確化や関係機関の給水車の活動計画を調整する体制の明確化を図る。

3 対象者及び給水量

地震のため水道施設が破壊され、飲料水が汚濁し、又は枯渇したことにより、飲料水等が得られなくなった者に対して、災害発生から3日以内については、1日1人3ℓを供給する。

4 応急飲料水等の確保

浄水場及び配水池等水道施設内にある貯水の流水を防止し、さらに必要により市が指定する井戸から浄水処理を加えて、飲料水を確保する。

5 応急給水活動

応急給水の拠点は、10箇所の拠点避難所とし、供給方法は被災の状況に応じて以下の方法を組み合わせて行う。

(1) 拠点給水

ア 給水拠点に1 tタンク等を設置し、給水車で給水を行う。

イ 井戸を水源として滅菌器を接続し、塩素消毒により浄水の給水を行う。

ウ 水源に汚濁が認められる場合は、ろ水機によるろ過を行った後、塩素消毒を行う。

(2) 運搬給水

給水拠点に来ることができない高齢者等に対して、給水車等による運搬給水を行う。

(3) 仮設給水

被害範囲が大きく、迅速な本復旧が見込めない場合は、配水管付近の仮設給水栓や仮設管

路による個別給水を実施する。

(4) 応急給水目標の目安

| 災害発生からの日数 | 目標水量 | 住民の水の 運搬距離 | 主な給水方法 |
|------------------------------------|-----------|---------------|--------------|
| 災害発生から3日まで (生命維持に必要な水量) | 3ℓ/人・日 | おおむね 1km | 仮設水槽、給水車 |
| 災害発生から10日まで (更に炊事、洗濯等に必要な水量) | 20ℓ/人・日 | おおむね 250m | 配水幹線付近の仮設給水栓 |
| 災害発生から21日まで (更に最小限の浴用洗濯等に必要な水量) | 100ℓ/人・日 | おおむね 100m | 配水支線上の仮設給水栓 |
| 災害発生から28日まで (通常の給水量の供給) | 約250ℓ/人・日 | おおむね 10m | 仮配管からの各戸共用栓 |

6 給水体制の確立及び機材の整備

市は、災害に際し、応急飲料水の確保及び供給を迅速かつ円滑に実施できるよう人員の確保及び機材の整備を図る。

7 応援の要請

市は、飲料水の供給及び水道施設の応急復旧の実施に当たり、必要に応じて日本水道協会石川支部、野々市市管工事協同組合、石川県、石川県を通じて自衛隊、災害協定を締結した自治体及び企業等に応援を要請する。

8 飲料水の衛生対策

市は、被災時に衛生対策等について、市民への広報を行う。

9 記録等

飲料水の供給を行うときは、その責任者を定め、次の書類等を整備し、保存しておく。

- (1) 救助実施記録日計表
- (2) 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿
- (3) 飲料水の供給簿
- (4) 飲料水供給のための支払証拠書類

10 災害救助法による給水

災害救助法が適用された場合は、同法及び運用方針により給水を行う。その概要は、次のとおりとする。

(1) 給水量

大人1人当たり1日3ℓとする。

(2) 給水期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、特別の事情があるときは、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

第20節 食料の供給

財政物資班・情報班・建設班・避難所班

1 基本方針

地震災害時における被災者及び災害応急対策従事者等に対して、食料を調達し、炊き出し等で食料の供給を実施する。

なお、供給に当たっては、要配慮者への配慮及び食料の質に留意するほか、在宅被災者や車中避難者など、避難所以外に避難している被災者に対する食料の配布にも努める。

また、市は、平時から非常用食料の備蓄に努めるほか、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

2 実施機関

被災者等に対する食料等の供給は市が実施する。

3 災害時の応急給食

(1) 給食取扱い

ア 対象

(ア) 次の被災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合

- ① 避難所に受け入れされた避難者
- ② 住家が全壊、全焼、床上浸水等のため炊事ができない世帯
- ③ やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する食料の配布にも努める。

(イ) 被災により販売業者が通常の供給を行うことができないため、その方法以外により給食を行う必要がある場合

(ウ) 被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

イ 給食品目

給食品目は原則として米穀とするが、状況により乾パン等を給食する。

(2) 食料の調達

ア 災害により炊出しができず、乾パン等の給食が必要な場合は、直ちに県に対して、応急食料の供給を要請し、生パンについても必要に応じ購入し、供給する。

イ 災害の程度、被害人員に応じて、その必要数の米穀を県に対して供給を要請する。

ウ 災害により交通、通信等が途絶することにより、応急給食について県の指示を受けられない場合には、直接北陸農政局又は倉庫の責任者に対し、緊急引渡しを要請する。

エ 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施，食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

(3) 市は、あらかじめ協定を締結した企業等からの協力を得て、食料を調達する。

4 炊出しの方法

炊出しは、地域における住民相互扶助の精神に基づき、各種団体が協力して、既存の給食施設等を利用して次の要領により行う。

- (1) 炊出し現場には、責任者を配置し、責任者は、その指揮にあたるとともに、炊出しの状況、場所、数及び場所別給食人員（朝・昼・夕に区別）を災害対策本部へ報告する。
- (2) 災害の状況を考慮し、食器類が確保されるまでの間は、握り飯、漬物、缶詰等の副食を支給する。
- (3) 直接炊出しすることが困難な場合で、米飯提供業者等より購入することが適当と認められるときは、炊出しの基準等を明示して購入し支給する。

5 応援の要請

炊出し等の給食ができないとき、又は物資の確保ができないときは、次により応援を要請する。

(1) 市長は、必要と認めたときは、県及び県を通じて自衛隊に応援を要請する。ただし、緊急を要するときは他市町に応援を要請する。

(2) 応援等の要請は、次の事項を明示して行う。

ア 炊出しの実施の場合

- (ア) 所要食数（人数）
- (イ) 炊出し予定期間
- (ウ) 炊出し品送付先
- (エ) その他

イ 物資の確保

- (ア) 所要物資の種別及び数量
- (イ) 物資の送付先及び期日
- (ウ) その他

6 食品衛生

炊出しに当たっては、常に食品の衛生に心がけ、特に次の点について留意する。

- (1) 炊事施設には、飲料に適する水を十分供給し、供給人員に応じて必要な器具及び容器を確保する。
- (2) 炊出し場所には、皿洗い設備及び器具類の消毒のための設備を設ける。
- (3) 供給食品は、蠅その他害虫の駆除に十分留意する。

- (4) 使用原料は、信用及び実績のある業者から仕入れ、保管に留意する。
- (5) 炊出施設は、学校等の給食施設又は公民館、寺社等の既存施設を利用するが、これらが得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所等から遠い場所を設定して設ける。

7 記録等

応急給食取扱及び炊出し実施には、炊出し現場等ごとに責任者を定め、次の書類等を整備し、保存しておく。

- (1) 救助実施記録日計表
- (2) 炊出しその他による給食物品受払簿
- (3) 炊出し給食状況
- (4) 炊出しその他による給食のための食料購入代金等支払証拠書類

8 災害救助法による炊出しその他による給食

災害救助法が適用された場合は、同法及び運用方針により、災害発生から7日以内とする。ただし、内閣総理大臣の承認を受けた場合は、延長することができる。

第21節 生活必需品その他物資の供給

財政物資班・情報班・建設班・避難所班

1 基本方針

地震災害時に被災者に配布する衣料、燃料等の生活必需品、避難所における感染症拡大防止に必要な物資、その他の物資について、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して情報共有を図り、必要となる物資の品目ごとの必要数を把握するなど、迅速かつ円滑に調達し、供給する体制を整備する。

なお、被災者が求める物資は、季節や時間の経過等により変化することを踏まえるとともに、男女のニーズの違いや要配慮者等のニーズに配慮する。

2 実施機関

被災者に対する衣料、燃料等の生活必需品その他物資の供給は、市が実施する。

ただし、災害救助法が適用されたときは、同法の規定に基づき、物資の確保及び輸送は知事が行い、各世帯に対する支給は委任を受けた市長が実施する。

3 対象者

災害により住家が全・半壊（焼）又は床上浸水し、生活上必要な被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財等を滅失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

4 生活必需品等の確保

（1）必要量の把握

ア 市は平時から、新物資システム（B-P L o）を用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。

イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮し、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

（2）情報の提供

県及び市町は、必要に応じて被災者に対し確保状況等の情報を提供する。

5 支給品目

支給する物資は、次の品目の範囲内で現物をもって支給する。

- (1) 寝具 (就寝に必要な毛布、布団等)
- (2) 外衣 (普通着、作業衣、婦人服、子供服等)
- (3) 肌着 (シャツ、ズボン下、パンツ等)
- (4) 身回品 (タオル、手拭い、靴下、靴、傘等)
- (5) 日用品 (石鹸、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨粉、女性用衛生用品、紙おむつ等)
- (6) 炊事用具 (鍋、釜、包丁、バケツ、ガス器具等)
- (7) 食器類 (茶碗、汁碗、皿、箸等)
- (8) 光熱材料 (マッチ、ローソク、プロパンガス等)

6 給与又は貸与の方法

- (1) 各対象者について、各町内会長等の協力のもと世帯構成員別に被害状況を把握し、救助物資購入・配分計画を作成し、これに基づき給与又は貸与する。
- (2) 所要物資の調達が市内において困難な場合は、県又は他市町にその調達を依頼するとともに、災害協定を締結した企業から優先的に提供を受ける。
- (3) 調達した物資又は県等からの救援物資の集積場所は、市スポーツセンターとし、被災の程度に応じて、災害協定締結先や運輸業者の倉庫など民間の施設に協力を求める。
- (4) 必要に応じ、被災者に対し、生活必需品の確保状況等の情報を提供する。
- (5) 給与又は貸与する物品の種類により、配布する場所や女性等に配慮する。
- (6) 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が提供できるよう努める。

7 生活物資の給与及び貸与の記録

生活物資の給与及び貸与の記録については、責任者を定め、次の書類等を整備し保存する。

- (1) 救助実施記録日計表
- (2) 物資受払簿
- (3) 物資の給与状況 (送付書等)
- (4) 物資購入関係支払証拠書類
- (5) 備蓄物資払出証拠書類

8 物資の輸送拠点 (配送) の確保と運営

- (1) 緊急輸送道路ネットワークとの接続に優れ、運営管理ができる施設の配置等を考慮し輸送拠点を決定する。なお、災害の規模や被災地域の広域性により、規模や設置箇所数を決定する。
- (2) あらかじめ新物資システム (B-P L o) に登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、

速やかな物資支援のための準備に努める。

- (3) 県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、その周知徹底を図る。
- (4) 避難所と物資輸送拠点の情報連絡手段及び輸送体制を確保する。
- (5) 県及び市は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

9 災害救助法による給与

災害救助法が適用された場合は、同法及び運用方針による。その概要は次のとおりとする。

(1) 給与又は貸与する品目

- ア 被服、寝具及び身回品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料

(2) 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、特別の事情があるときは、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

第22節 障害物の除去

復旧班

1 基本方針

地震災害時に、人命の救助、救出及び消火活動を最優先に実施するために、交通路の確保を図り、被災者が一日も早く日常生活を営むための応急活動を円滑に行うため、倒壊した家屋又は工作物の転倒落下などにより発生した大量の障害物を除去する。

2 実施者及び実施基準

市は、地震災害時において、次に掲げる事項について、必要な処置を行う。

なお、実施に当たって、労力、機械等が不足する場合は、県に要請するとともに他市町からの派遣を求める。

- (1) 市民の生命、身体及び財産等の保護のため除去を必要とするもの
- (2) 河川の氾濫、護岸決壊の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とするとき。
- (3) 応急対策要員や必要物資の輸送路確保のため除去を必要とするとき。
- (4) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とするとき。
- (5) その他公共的立場から除去を必要とするもの

3 除去の方法

- (1) 各施設管理者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに除去作業を実施する。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上止むを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮して、事後に支障の起こらないよう配慮して行う。

4 除去した障害物の集積場所及び処分方法

障害物の集積場所については、除去作業実施者が廃棄すべきものと保管すべきものとを区分し、収集作業のしやすいように配慮のうえ決定する。

市有地以外の他の所有者の土地で作業が必要な時は、可能な限り、管理者又は所有者の同意を得るものとする。

- (1) 障害物を保管する場合には、次の方法により保管する。
 - ア 人命及び財産に被害を与えない安全な場所又は道路交通の障害とならない場所に適切に保管する。
 - イ 工作物等を保管したときは、工作物名簿に記載すること。
- (2) 保管した障害物等が滅失し、又は破損するおそれがある場合で、保管に不相当な費用又は手数を要するときは、当該工作物を競争入札又は随意契約により売却し、その売却した代金を保管する。

5 湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除

(1) 湛水排除

市域内における宅地又は農地の広範囲にわたる湛水は、市及び関係土地改良区が排除する。災害の規模が大きく、当該関係者が処理し得ない場合は、県に応援を求める。

(2) 堆積土砂

被害地における道路、農地等の堆積土砂の除去は、各施設管理者が行う。

宅地の土砂除去は、各戸が市の指定する場所まで搬出し、集積された土砂は、市が運搬廃棄する。

(3) その他

立木等の障害物の除去は、(2)に準じて行う。

6 記録等

障害物を除去したときは、次の書類等を整備し、保存しておく。

- (1) 障害物除去費支出関係証拠書類
- (2) 障害物除去機械器具修繕費支払簿

第23節 輸送手段の確保

財政物資班・復旧班・避難所班

1 基本方針

地震発生時における被災者の避難、傷病者の受け入れ、災害応急対策要員の移送、災害応急対策用資材及び生活必需物資の輸送などを迅速に実施するため、車両及び人員の確保、地域内輸送拠点の速やかな開設と周知徹底など輸送体制の確立に努める。

2 輸送の対象

輸送の対象は、概ね次のとおりであるが、物資については被害状況等を勘案し、県及び関係機関と密接な連絡及び協議を行い決定する。

- ア 被災者の避難輸送
- イ 傷病者又は妊産婦の受け入れのための輸送
- ウ 医療従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資の輸送
- エ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資の輸送
- オ 救援用資機材及び災害応急対策要員のための輸送
- カ 飲料水の供給輸送
- キ 食料の供給輸送
- ク 遺体の搬送
- ケ 生活必需品の供給のための輸送
- コ 復旧用資機材及び災害復旧対策要員のための輸送

3 輸送の方法

輸送は、災害の程度、範囲及び現地の交通状況等を勘案して、最も適切な方法により行う。

(1) 鉄道による輸送

北陸本線については西日本旅客鉄道株式会社、IR いしかわ鉄道株式会社、石川線については北陸鉄道株式会社に対して協力を要請する。

(2) 車両による輸送

市保有車両で対応が困難な場合や特殊車両については、市内の輸送業者等からの借り上げにより、迅速な対応を図る。

ア 民間車両の確保

(ア) 一般車両（乗用車、バス、貨物自動車等）

バス会社、タクシー会社及び運送業者

(イ) 特殊車両

運送業者及び建設業者

イ 緊急通行輸送車両の確認手続き

市保有車両にあつては、総務課が保管する緊急通行車両事前届出済証を白山警察署へ提出し、緊急通行車両標章及び確認証明書の交付を受ける。

市が輸送業者からの借り上げる民間車両等にあつては、業者に緊急通行輸送車両の確認手続きを指導し、速やかに緊急通行車両標章及び確認証明書の交付を受ける。

(3) 航空機（ヘリコプター）による輸送

震災時において、道路交通機能が制約されるなかで緊急輸送手段として有効であることから、緊急輸送道路等に面していることなど陸上輸送との連携を考慮し活用を図る。

ヘリコプター等については、県又は自衛隊に要請するものとし、本市における航空法第79条に基づく指定の場外離着陸場は次のとおりである。

なお、捜索又は救助のために認められる緊急離着陸場については、学校のグラウンド、公園など一定の面積を確保できる場所とする。

場外離着陸場

| 施設名 | 住所 | 電話 |
|---------------|------------|-------------------|
| 野々市明倫高等学校 | 下林3丁目309番地 | 246-3191 |
| スポーツランドふれあい広場 | 中林5丁目1番地1 | 294-5800（スポーツランド） |

(4) 人力による輸送

災害により車両等による輸送が不可能な場合は、人力等による輸送を行う。

4 記録等

車両等を借り上げて物資及び人員を輸送したときは、次の書類等を整備し、保存しておく。

- (1) 輸送記録簿
- (2) 輸送費関係支払証拠書類
- (3) 輸送用燃料及び消耗品受払簿
- (4) 修繕費支払簿

第24節 こころのケア活動

福祉班・児童福祉班・保健救護班

1 基本方針

地震の発生による多数の建物倒壊、火災発生等により、精神的ショックを受けた市民及び避難所において精神的ストレスを受けている市民、児童、高齢者並びにこれまでに精神疾患を患った者等に対して、精神相談等の精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

このため、市及び県は、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領」や「石川DPAT活動マニュアル」に基づき、被災地の精神保健医療ニーズを把握するとともに、各種関係機関と連携し、迅速かつ的確に精神科医療の提供と精神保健活動を実施する。

2 実施体制

市は、障害者施設等の被災状況や避難所の健康相談及びメンタルヘルス不調者、精神障害者等の現況を把握し、保健所と連携して、DPAT活動の必要性の検討や派遣要請を行う。

3 精神保健活動組織

（1）精神保健班の編成

福祉対策部長は、精神保健活動を実施する必要があると認めたときは、新たに精神保健班を編成し、市保健センター内に精神科救護所を設置するとともに、避難所における心の相談窓口の設置に努める。

（2）精神保健班の活動

ア 被災者に対する精神相談の実施

福祉班と連携した健康管理連絡会等で把握した対象者に対して、精神相談を行い、必要な医療及び福祉サービスについて、情報提供するなど心のケアを通じて、被災者等の精神状態の安定を図る。

イ 被災児童に対する精神相談の実施

災害により精神的に不安になっている児童に対して、必要に応じて児童相談所の心理判定員や保育士と協力し、精神相談や遊び等を通じて児童の精神の安定化を図るとともに、その親に対する指導を行う。

ウ 被災高齢者及び障害者に対する精神相談の実施

高齢者や障害者は、被災後の強度の不安から混乱を来し、孤立感を深めるなどの影響が大きいことから、町内会など地域の支え合いの体制と連携しながら、精神相談を実施する。

(3) 情報集約と適切な人員配置

心のケアが必要と判断される被災者については、健康管理連絡会等で情報を集約し、保健師、精神保健福祉士、関係機関の職員、ボランティア等で情報を共有し、それぞれの職種、能力、経験等を考慮して、適切な支援が実施できるよう人員を配置する。

第25節 防疫及び保健衛生活動

衛生班・保健救護班・復旧班・給水班

1 基本方針

地震災害時においては、水道の断水、停電による冷蔵食品の腐敗等により感染症等多発するおそれがある。このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症等のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。

2 実施体制

ア 市長は、感染症等予防の防疫業務を必要と判断した場合、衛生班を編成する。

衛生班は、避難所及び被災家屋の清潔、消毒、ねずみ族、昆虫の駆除、飲料水の消毒を実施する。

イ 市長は、防疫活動の状況を県に報告する。

ウ 市長は、防疫活動の実施に当たって、被害が甚大で自ら対応できないと認められるときは、県に協力を要請し、県の協力を得て防疫・保健衛生活動を実施する。

エ 避難生活が長引く場合、市町は、入浴施設の確保、寝具の乾燥等、被災者の生活環境の衛生対策を実施する。

3 防疫の種別と方法

(1) 検病調査

検病調査については、県に協力を要請して実施する。

(2) 清潔方法及び消毒方法

清潔方法及び消毒方法について、次のとおり実施する。

ア 清潔方法

道路、公園、用排水路等の公共の場所を中心に実施する。

イ 消毒方法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）の定めるところにより実施する。

(3) ねずみ族及び昆虫等の駆除

昆虫等の駆除を実施する場合は、家屋内においてはなるべく残留効果のある薬剤等を使用し、戸外及び汚物の堆積地帯においては、殺虫、殺蛆効果のある薬剤等（トイレ等に使用する殺蛆剤）を使用する。

4 家庭用水の衛生

井戸水等家庭用水について、衛生上浄水の必要があるときは、消毒剤を配布するとともに、その衛生処理について指導する。

5 食品の衛生

食品の衛生指導等については、県に協力を要請して実施する。

6 避難所の防疫等

- (1) 避難所の管理者を通じて、避難者において衛生に関する自主組織を作るよう指導する。
- (2) 避難所において感染症等が発生した場合は、避難者に対しては、少なくとも1日1回検病検査を実施する。
- (3) 衣服は、日光にさらし、特に必要があるときは消毒、蚤等の発生防止のため防疫用殺虫剤等の散布を行う。また、トイレ（仮設トイレやマンホールトイレ等を含む）、炊事場、洗濯物等の消毒、10%塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）、消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬、消毒用噴霧器等を避難所に配置し、手洗の励行、マスクの着用等について十分指導する。
- (4) 居住スペースは、プライバシーの確保と飛沫感染を防止するため、世帯ごとに2m以上の間隔を空け、ベッド、間仕切りを配置する。
- (5) 給食従事者はできるだけ専従とし、健康管理に配慮する。
- (6) 避難生活が長引く場合、市は、入浴施設の確保、寝具の乾燥等、被災者の生活環境の衛生対策を実施する。

7 防疫用資材の備蓄、調達

市は防疫用資材の備蓄に努める。

防疫活動によって防疫用資材が不足するときは、卸売者等から調達するほか、県に対して調達を要請する。

防疫用資材の内容は10%塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）、消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬、消毒用噴霧器等とする。

8 患者等に対する処置

- (1) 被災地域において、感染症患者が発生したときは、県の指示を受け、隔離等の感染拡大防止の処置をとる。
- (2) やむを得ない理由によって隔離施設に受け入れできない場合は、自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理等について厳重に指導し、必要があるときは、治療を行う。

9 臨時予防接種

予防接種による予防措置を講ずべき必要がある場合は、県の指示を受け、臨時予防接種を実施する。

10 ペット動物の保護対策

避難所に同行避難したペット動物に関し、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるとともに、負傷又は放し飼いのペット動物を保護するなど必要な措置を講ずる。

11 記録等

防疫活動を行った場合は、次の書類等を整備し、保存しておく。

- (1) 災害状況報告書
- (2) 防疫活動状況報告書
- (3) 防疫経費所要見込額調及び関係書類
- (4) 清潔方法及び消毒方法に関する書類
- (5) ねずみ族及び昆虫駆除等に関する書類
- (6) 家事用水の供給に関する書類
- (7) 患者台帳
- (8) 防疫作業日誌

第26節 ボランティア活動の支援

福祉班・避難所班

1 基本方針

地震による大規模な災害が発生したときは、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、市は、石川県、防災関係機関及び地元や外部から被災地入りしている非営利団体（NPO）、非政府組織（NGO）等のボランティア団体等と連携を図りながら、災害中間支援組織（ボランティア団体の活動支援や活動調整を行う団体）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなど、ボランティアに関する被災地のニーズや支援活動の全体像の把握、共有、ボランティアの募集及び受け入れに努めるとともに、ボランティア活動の拠点確保に努めるなど、ボランティア活動が円滑に実施できるよう支援に努める。

2 災害ボランティアセンター（ボランティア現地本部）の設置

県においてボランティア本部が設置されたとき、市は、社会福祉協議会と協力し、ボランティア活動に対する支援及び調整窓口として災害ボランティアセンター（災害対策ボランティア現地本部）を設置する。

また、市及び県、社会福祉協議会は連携し、バスの活用や受付窓口の一元化により現地の受け入れが円滑に行われるように努める。

3 災害ボランティアセンター（ボランティア現地本部）の機能

（1）状況把握、状況報告

現地災害対策本部及び関係機関、関係団体との連携により、被災地の状況、救援活動の状況及び被災者のニーズの有無などの情報を絶えず把握し、ボランティアに対して的確に情報を提供するとともに、ボランティア本部にその状況を報告する。

（2）ボランティアの受入

ボランティア申し出者を受け付けし、活動地域、活動内容、活動日数、資格、ボランティア活動保険加入の有無等を確認するとともに、活動者リストを作成し、ボランティア本部に報告する。

（3）ボランティア派遣依頼の受付及び相談

被災者等からのボランティアの派遣の依頼の受付窓口として、受け付けや相談に応ずる。

（4）ボランティアのコーディネート

被災者ニーズに対応したボランティア活動を展開するためのコーディネートを的確に行う。その際、市、県及び日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用

する。

(5) ボランティア団体との連絡調整

ボランティア団体、行政等との情報交換や連絡調整の場を設け、よりの確な救援活動を確保する。

(6) ボランティアの健康管理・安全対策

ボランティアの健康管理に関して、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、活動の安全確保のための指導や必要な規制を行う。

(7) 継続的なボランティア活動の支援

被災者支援活動を継続的に行うため、災害ボランティアの被災地までの輸送に努める。

4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

市は、公民館、学校等公共施設の一部をボランティアの活動拠点として、積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出しし、ボランティアが効率的に活動できる環境づくり努める。

第27節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理

衛生班

1 基本方針

地震の発生により、建物が倒壊するなど災害廃棄物が大量に発生することが予想されることから、被災地における廃棄物による環境汚染を防止するため、災害廃棄物処理計画等を活用し、し尿、生活ごみ（粗大ごみも含む。）、がれき等一般廃棄物及び産業廃棄物の収集並びに処分を迅速かつ効率的に実施し、被災地の環境衛生の確保を図る。

2 実施体制

- (1) 被災地における生活ごみやがれき、し尿の収集処理については、市が委託する者又は廃棄物処理業の許可を有する者が実施し、事業所及び工場等から排出されるごみについては、事業主が市長の指示により実施する。
- (2) 被害が甚大で自ら処理が不可能な場合は、県に連絡して県及び近隣市町の応援を求めて実施する。また、NPO・ボランティア等に協力を要請するなど、処理体制を構築する。
- (3) 市は、「石川県災害廃棄物処理指針（市町災害廃棄物処理計画及び業務マニュアル）」等を参考にあらかじめ災害の規模等による廃棄物の発生量を想定し、その処理対策を定めておく。

また、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のために、県や近隣市町、廃棄物関係団体等と災害時の相互協力体制をあらかじめ整備するとともに、平時からの連携強化に努める。発災後は、早い段階から、国や県、関係市町、関係団体などと連携し、課題や対策を共有するための工程管理会議を実施する。

3 被災地の状況把握

市は、発災直後から次の事項について情報収集を行い、県に連絡する。

- 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）、中継基地等の被害状況
- 避難所個所数及び避難者数、仮設トイレの必要数及びし尿の収集、処理方法
- 生活ごみの発生見込み量及び処理方法
- 全半壊建物数及び解体を要する建物数、がれきの発生見込み量及び処理方法

4 廃棄物の収集、運搬及び処分の方法

(1) 一般廃棄物

市長は、現有の人員、機械、運搬車両及び処理施設を活用し、し尿、生活ごみ及びがれきの収集運搬処分を実施する。

(2) 産業廃棄物

事業主は、現有の人員、機械及び処理施設により、自ら産業廃棄物を処理するか、又は現有の運搬車により搬出し、産業廃棄物処理業者又は市町の焼却施設若しくは埋立場で処分する。

5 地震災害時における廃棄物の処理目標

(1) 一般廃棄物

市長は、震災により生じたし尿、生活ごみ及びがれきの収集運搬及び処分する量については、おおむね次の数値を目安に「石川県災害廃棄物処理指針」を参考として処理を実施する。

ア し尿の収集処理

イ 家庭ごみ、粗大ごみの収集処理量

家庭ごみ発生量 867 g／人日

災害時の粗大ごみ発生量 1.03 トン／棟

①避難所からのごみの発生量

+②住民の在宅している世帯からのごみの発生量

+③通常時の粗大ごみの発生量

+④災害時の粗大ごみの発生量

=要総処理量

ウ がれきの収集処理量

解体建築物がれき発生量 0.348～1.107 トン／㎡

(2) 産業廃棄物

事業主は、震災時における産業廃棄物を処理するため、機械及び処理施設等の処理体制をあらかじめ整備する。特に、有害廃棄物については、保管容器を強固にするとともに、収集運搬処分経路を明確にしておく。

6 野外仮設トイレの設置

(1) 仮設トイレ、消毒剤及び脱臭剤等の調達

市は、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤及び脱臭剤等を、あらかじめ備蓄に努めるとともに、調達を行う体制を整備しておく。

(2) 避難所等での野外仮設トイレの設置

市は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握して、必要に応じて仮設トイレを避難所等に設置する。

設置に当たっては、立地条件を考慮し、漏洩等により地下水を汚染しないような場所に設け、また、閉鎖に当たっては、消毒等を実施して衛生を確保する。

(3) 仮設トイレの仮置場の確保

仮設トイレの設置及び撤去に際しては、組立、解体のためのオープンスペースを確保する。

7 廃棄物の応急的処理

市は、おおむね次の方法によって応急的な廃棄物の処理をする。収集計画、分別、排出方法等について市民及びNPO・ボランティア等へ周知徹底を図る。

(1) 分別排出の徹底

災害廃棄物を早期に処理するためには、廃棄物の再生利用を前提に、排出段階での分別が重要である。発生場所から運搬車両に積み込む際には、木くず、プラスチック、家電製品、有害物質（廃石綿、PCBが含まれるトランス等）、その他の廃棄物などに分別する。

生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集されることが望ましいので、最優先で収集・搬送の体制を確立し、焼却処理する。

(2) 生活ごみ及びがれきの仮置場並びに最終処分ルート確保

生活ごみ及びがれきが大量に発生した場合は、市街地において交通渋滞の発生も予想されるため、迅速ながれき処理ができるよう、あらかじめ設定したがれき置場にこれらを一時的に保管する。また、大量のがれきの最終処分までの処理ルートを確保する。なお、家屋の解体等により発生するアスベストに対しては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき措置を講ずる。

倒壊家屋、焼失家屋の焼け残り等については、市民に対し、一時集積場への直接搬送及び処分場への直接搬入の協力を要請する。

(3) 清掃員及び器材の確保

生活ごみ、し尿などの廃棄物の計画的収集、運搬を行うための人員、器材の確保を図る。

(4) 清掃義務者の協力

土砂その他の障害物の堆積によりごみ収集車の通行が困難な地域については、各家庭においてビニール袋等に衛生的に一時蓄えるほか、収集車の通行可能な場所まで搬出するよう依頼する。

収集作業が計画より遅延するときは、ドラム缶、樽等を配置し、一時保管するよう促す。

(5) 廃棄物の処分

収集、搬出した生活ごみ及びがれきの処理は、分別搬入や仮置場における選別をすすめるとともに、がれきについては、破碎・分別を行い、リサイクルに努めるほか、焼却、埋立てなどの方法で行う。

収集したごみは、原則として白山野々市広域事務組合の処理施設において処理するが、処理能力を超える場合は、県又は他市町及び関係機関の協力を得て処理する。

し尿の処理は、し尿処理施設で処理するほか、し尿収集車による収集が困難な場所には、適当な汚物容器等を配置し、一時保管するよう促す。

し尿の収集及び処理については、被災地域、避難所、被災者受入施設を優先して行う。収集したし尿は、全量をし尿処理場で衛生的に処理する。ただし、処理能力を超える場合は、近隣市町へ協力を要請する。

なお、廃棄物の処理にあたっては、公衆衛生の確保や生活環境の保全に支障のない方法で行う。

(6) ごみ袋、携帯トイレの確保

ごみ、し尿の収集運搬が不可能な地域に対しては、適当なごみ袋、携帯トイレを配布する。

(7) 汚染地域の消毒

浸水その他により廃棄物が流出した汚染地域及び応急的汚物堆積場所として使用した場所については、石灰又はクレゾール石鹼液等により消毒を行う。

8 廃棄物処理施設の復旧

市等は、廃棄物処理施設が被災した場合は、衛生に十分注意するとともに、廃棄物の流出等を防止して安全確保を図るなど必要な措置を講じ、早期の復旧に努める。

また、廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材をあらかじめ備蓄しておく。

第28節 住宅の応急対策

建設班

1 基本方針

地震災害により住居を失った被災者で、自らの資力では住居の確保ができない者に対して、応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理を行い、居住の安定を図る。

また、公営住宅や民間賃貸住宅を借り上げるなど利用可能な施設を応急仮設住宅とし、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

2 実施体制

(1) 被災建築物応急危険度判定の実施

市は、市災害対策本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、「石川県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき被災住宅の応急危険度判定を実施し、使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

また、市及び県が連携し、応急危険度判定の制度について市民へ周知するほか、余震あるいは修理に伴い必要となる応急危険度判定の見直しに対応できる体制の確保に努める。

市は、被災建築物の危険度判定結果の表示の意味を正しく認識するよう、住民に対して十分な情報提供、啓発活動を実施する。

特に、被災者生活再建支援金の支給等に係るり災証明発行の被害認定調査結果との相違について正しく認識するよう努める。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

市は、被災宅地危険度判定士の協力を得て、宅地に被災が認められる宅地の使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

(3) 応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理

応急仮設住宅の建設は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは、同法の規定に基づき、知事が行う。

住宅の応急修理は、原則被災者が自力（自費）で行う。ただし、自らの資力で対応できない者については、資金融資制度の周知など必要措置を講ずる。

ア 受け入れの対象者

住居が全壊、全焼又は流失し、住居を失った者で、自らの資力では住居を確保することができない者とする。

イ 設置戸数及び規模と供与期間

(ア) 設置戸数は、住宅が全壊、全焼又は流失した世帯数のうち必要数とする。

(イ) 規模は1戸当たり29.7㎡(9坪相当)を基準とし、出来る限り世帯人数に即したものとす。

(ウ) 供与期間は、完成の日から建築基準法第85条第4項による期限内(2年以内)とする。

ウ 着工の時期

災害発生の日から20日以内とする。

エ 建設予定地

応急仮設住宅は、概ね面積2,000㎡以上の公園等で、10戸以上設置可能な市有地に建設する。

オ 設置及び運営管理

設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。

なお、市は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行い、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分注意する。

(4) 被災者に対する住宅相談所の開設

市及び県は、関係団体の協力を得て住宅相談所を開設し、被災者に対し仮設住宅への入居条件、助成等の支援策に関する情報の提供や、被災住宅の応急復旧方法等再建に向けた相談・助言を行う。

3 住宅の応急修理

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。そのため、住宅の修繕を行う事業者のリストの作成や、事業者用宿泊拠点確保についてあらかじめ検討することとし、迅速な対応が可能な体制を整備する。

(1) 応急修理の対象者

ア 住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない者

イ 自らの資力では応急修理ができない者

(2) 修理の費用と範囲

ア 費用及び運用は、災害救助法の定めるところによる。

イ 期間は、原則として災害発生の日から1ヶ月以内とする。

4 記録等

応急仮設住宅を建設し、又は住宅の応急修理を実施したときは、次の書類等を整備し、保存しておく。

(1) 応急仮設住宅を建設した場合

- ア 救助実施記録日計表
- イ 応急仮設住宅台帳
- ウ 応急仮設住宅使用賃借契約書
- エ 応急仮設住宅建築のための材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様書等
- オ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払い証拠書類

(2) 住宅の応急修理をした場合

- ア 住宅応急修理記録簿
- イ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- ウ 住宅の応急修理関係支払い証拠書類

第29節 文教対策

避難所班

1 基本方針

地震の発生により、児童生徒、教職員及び学校施設が災害を受けるなど、通常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教科書及び学用品の給与、教育施設の確保等の措置を講じ、応急教育を実施する。

2 実施機関

- (1) 市立学校における応急教育は、市教育委員会が実施する。
- (2) その他県立及び私立学校等についての応急教育は、それぞれの設置者が実施する。

3 文教施設の応急復旧対策

- (1) 被害発生校の校舎の一部が使用できない場合は、復旧に努め、特別教室、屋内体育館等の施設を応急使用する。
- (2) 校舎の全部又は大部分が被害を受けた場合は、隣接校その他公民館等の公共施設を分散利用する。
- (3) その他全体的に被害を受けた場合は、災害の状況により関係機関と協議し、仮校舎の建設等応急の措置を講ずる。

4 応急教育

応急教育を行う場合、被害状況によっては市民の被害が比較的大きく学校施設が避難所あるいは被害が甚大で使用に耐えないことが予想される。よって、関係機関と十分に協議し、応急教育の円滑な実施を図り、開始時期並びに方法等について児童生徒及び保護者等に周知する。

5 応急教育計画

学校の施設が被災し、又は地域の避難所となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。なお、平時から大規模災害発生時に被災地の学校を支援できる教職員の養成に努めるものとする。

- (1) 児童生徒、教職員等の被害状況を速やかに把握し、応急教育計画を作成する。
- (2) 応急教育施設の指定、応急教育の開始時期及び方法等を確実に児童、生徒及び保護者に周知する。
- (3) 通常の授業の実施が不可能となった場合は、被災状況に応じた授業方法の選択（休校、短縮、分散、移転等）を考慮するなどの応急教育活動を実施するとともに、避難所との調整について関係機関と協議する。
- (4) 児童、生徒が他市町、他県等で応急教育を受ける必要がある場合の連絡調整を行う。

- (5) 公立高等学校入学者選抜の弾力的な運用を行うとともに、私立高校にも同様の要請を行う。
- (6) 被災地域の大学受験生に対する弾力的な取扱いについて要請を行う。
- (7) 教職員の動員体制について、教職員の被害が大きく教育に支障をきたす場合には、教職員動員計画に基づき、他校や県外からの応援により対応するほか、県外学校支援チーム等への協力要請・情報共有を行うなど、市町立学校及び県立学校間の有機的連携を図り、適切に対処できるようにする。
- (8) 発災後一定期間、各学校内に教職員の居住スペースを確保し、または教職員用の仮設宿舍をあらかじめ想定した候補地に建設するなど、教育機能と避難所運営の両立に努めるものとする。

6 児童生徒への対応

災害が発生した時間帯によって異なる対応が求められることから、その状況に応じた対応を実施する。

(1) 在校時の安全確保

迅速な避難の実施、児童生徒の保護者への引き渡し、帰宅困難者の宿泊等の措置を実施する。

(2) 登下校時の安全確保

情報収集及び伝達体制、避難誘導、保護者との連携、通学路の設定等について周知徹底する。

(3) 児童生徒の安否確認

在宅時に被災した場合及び欠席者に対する安否を確認する。

(4) 被災した児童生徒の健康保健管理

身体健康管理や心のケアが必要な児童生徒には、保健室等でのカウンセリング体制を実施するとともに必要に応じて医療機関とも連携して適切な支援を行う。

7 被災児童生徒の教科書、学用品等の調達及び支給

(1) 調達方法

ア 教科書については、被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し、県に報告するとともに、その指示に基づいて教科書の確保に努める。

イ 学用品については、県から送付を受けたものを配布する他、県の指示に基づき基準内で調達する。

(2) 支給対象者

住家が全焼、全壊、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受けた世帯の児童生徒で、教

科書・学用品を滅失又はき損した者に対して支給する。

(3) 支給品目

ア 教科書

イ 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷、定規等）

ウ 通学用品（運動靴、傘、鞆、長靴等）

例示した品目以外のものでも被災状況、程度等、必要に応じ、適宜調達し、支給する。

(4) 被災による不足教職員の確保

ア 被災教職員数が僅少のときは、学校内において調整する。

イ 被災教職員数が多数で1校において調整できないときは、授業の実施状況に応じて、市が市内の学校において確保する。

ウ 市内において確保できないときは、県に教職員派遣の要請をする。

8 育英補助に関する事項

被災による住家の全壊、全焼等のため、就学に著しく困難を生じた児童、生徒に対して育英資金を支給するよう関係機関に要請する。

9 学校給食に関する事項

県関係機関に被害状況を報告し、その状況により準要保護児童生徒を認定し、学校給食費援助の適用を受ける等の対策を講ずる。

また、学校施設を避難所等に使用したことにより学校独自の給食ができない場合、一般市民と同様の給食を実施する等関係機関と協議し実施する。

10 保健、厚生に関する事項

関係機関と密接な連絡をとり、被害に応じ、教職員及び児童生徒に対し、感染症予防接種及び健康診断等適切な処置を講ずるよう努めるとともに、浸水等の被害を含め環境衛生面についても整備改善に協力する。

11 避難所協力

学校は、本市において震度5弱以上の揺れを計測した地震が発生した場合には、避難所を開設し、避難者の受け入れ準備を進め、災害対策本部と連携して、円滑な避難所運営に協力する。

12 文化財対策

文化財が貴重な国民的財産であることを勘案して、地震発生直後から指定文化財について被害状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

(1) 応急措置

- ア 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動の実施及び搬出等により文化財の保護を図る。
- イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会を経由して県教育委員会に報告する。
- ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講ずる。
- エ 文化財に被害が発生した場合であっても、人命に関わる被害が発生した時には、被災者の救助を優先する。

(2) 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が措置する。

(3) 埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認された時には、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。

復旧復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣公共団体への派遣要請等により十分な人員を確保する。

13 記録等

文教対策を実施したときは、次の書類等を整備し、保存しておく。

- (1) 学用品等購入（配分）計画表
- (2) 学用品等交付簿
- (3) 学用品等受払簿
- (4) 学用品等購入関係支払証拠書類
- (5) 学校施設等借用記録簿
- (6) 教職員等調整記録簿